

総務委員会会議録

日時 平成21年12月9日(水) 開会時間 午前10時05分
閉会時間 午後5時37分

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 保延 実
副委員長 白壁 賢一
委員 土屋 直 高野 剛 棚本 邦由 山下 政樹
望月 勝 竹越 久高 仁ノ平尚子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

公安委員長 真田 幸子 警察本部長 西郷 正実
警務部長 小澤 富彦 交通部長 廣瀬 文三勝 刑事部長 日原 清貴
警備部長 三枝 昇 首席監察官 青木 雄二 総務室長 小沢 志郎
生活安全部長 深澤 俊樹 警察学校長 中村 英治 会計課長 有泉 辰二美
警務部参事官 門西 和雄 交通部参事官 小林 茂樹
警務部参事官 進藤 文芳 教養課長 秋山 一哉
監察課長 清水 修治 厚生課長 金丸 文夫 情報管理課長 大村 保美
生活安全企画課長 武川 真延 地域課長 永田 賢一 少年課長 松原 茂雄
捜査第一課長 宮下 篤 捜査第二課長 山口 和良
組織犯罪対策課長 清水 正平 交通指導課長 深沢 智明
交通規制課長 古屋 一栄 運転免許課長 中澤 明彦
警備第一課長 上杉 正名 警備第二課長 渡辺 茂

知事政策局長 平出 亘 企画部長 中澤 正徳
知事補佐官 曾根 哲哉 県民室長 窪田 守忠
知事政策局次長 安藤 輝雄 知事政策局次長(秘書課長事務取扱) 藤江 昭
政策参事 八木 正敏 政策参事 原間 敏彦 広聴広報課長 堀内 久雄
行政改革推進課長 市川 由美
企画部次長 田中 宏 企画部次長(リニア交通課長事務取扱) 小林 明
企画課長 末木浩一 世界遺産推進課長 高木 昭
北富士演習場対策課長 小林 隆一 情報政策課長 石原 光広
情報産業振興室長 小田切 一正 統計調査課長 奈良 政文
県民生活・男女参画課長 河野 義彦 消費者安全・食育推進課長 小松 万知代
生涯学習文化課長 望月 和俊

総務部長 古賀 浩史 会計管理者 中村 康則
人事委員会委員長 渡邊 貢 代表監査委員 戸島 義人
選挙管理委員会委員長 戸栗 敏
総務部防災危機管理監 清水 文夫 総務部理事 依田 正司
総務部次長 飯沼 義治 総務部次長(人事課長事務取扱) 芦沢 幸彦
職員厚生課長 野中 進 財政課長 福富 茂 税務課長 望月 明雄

管財課長 矢島 孝雄 私学文書課長 鈴木 治喜 市町村課長 青柳 治
 消防防災課長 堀内 浩将
 出納局次長（会計課長事務取扱） 山本 一 管理課長 樋口 雅行
 工事検査課長 加藤 公平
 人事委員会事務局長 土屋 正文 人事委員会事務局次長 横森 公夫
 監査委員事務局長 佐々木 正彦 監査委員事務局次長 成島 秀栄
 議会事務局長 山本 正文 議会事務局次長 秋山 裕一

議題（付託案件）

- 第125号 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等中改正の件
- 第129号 平成二十一年度山梨県一般会計補正予算第一条第一項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第二項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第二条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第四条地方債の補正
- 第131号 平成二十一年度山梨県集中管理特別会計補正予算
- 第137号 当せん金付証券発売の件
- 第138号 チャレンジ山梨行動計画変更の件
- 請願第19-10号 保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済の保険業法の適用除外を求めることについて
- 請願第21-7号 日本軍「慰安婦」問題に対して、政府に誠実な対応を求めることについての請願事項の1及び2
- 請願第21-10号 改正貸金業法の早期完全施行等を求めることについての請願事項の1、2及び4について
- 請願第21-11号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を政府等に提出することを求めることについての請願事項の一、二及び四について
- 請願第21-12号 電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等について

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。
 また、請願第19-10号及び第21-7号については継続審査すべきもの、請願第21-10号、第21-11号及び第21-12号については採択すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、警察本部、知事政策局・企画部、総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員会事務局・議会事務局の順に行うこととし、午前10時5分から午前11時14分まで警察本部、休憩をはさみ、午前11時32分から午後4時14分まで知事政策局・企画部関係、休憩をはさみ、午後4時32分から午後5時37分まで総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員会事務局・議会事務局関係の審査を行った。

主な質疑等 警察本部関係

※第129号 平成二十一年度山梨県一般会計補正予算第一条第一項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第二項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第二条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第四条地方債の補正

質疑

山下委員 今説明のあった、この繰越明許費で増穂の駐在所をつくることについて、何か適正な範囲と言っているんだけど、具体的にどういうことだったんですか。繰越明許するということですか。予定していたものができなかったわけですから、具体的にもう少し教えてください。

有泉会計課長 最勝寺の駐在所につきましては、6月補正で容認いただきましたが、6月議会が終了した時点で、詳細設計の段取りがまだついておりませんでした。それから、設計に移りまして、今期12月以降に設計が完了いたします。その後、入札を来年の2月に予定しておりますので、おおむね標準工期というのは6カ月要するということでありまして、来年の8月を目途に建設を進めたいと考えております。

山下委員 来年の2月に設計が全部仕上がるということなんでしょうか。

有泉会計課長 現在は、設計の段階でありますので、来年2月に業者の入札を行いたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※ 請願第21-10号 改正貸金業法の早期完全施行等を求めることについての請願事項の1、2及び4について

※ 請願第21-11号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を政府等に提出することを求めることについての請願事項の一、二及び四について

意見 (「採択」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で採択すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(警察職員定数について)

土屋委員 数点お伺いしたいと思うんですが、先ほどの補正予算のところの説明ありましたが、警察本部職員が1,931名ということでありまして、この職員定数というのは、県の人口に対して条例定数の決まりがあるのか、あるいは本庁のほうから、山梨県はこのくらいが適正だからこのくらいの定数にしないということになるのか、あるいは事件が多発しているから山梨県だけは特別に警察職員をふやすというようなことになっているものか、その点警務部長でもどなたでも結構ですから、教えてください。最近5年間ぐらいにおける警察職員の流れを教えてください。

門西警務部参事官 警察官の定数につきましては警察法施行令の中で決まっております。

それを受けまして、県条例で山梨県の警察官の定数を定めているところであり
ます。

なお、この5年間の警察官の定数の状況でありますけれども、平成14年
から警察官の定数が増員になってきております。平成14年の条例定数につ
きましては1,525名でありました。それから、増員となりまして、平成
15年は1,565名、平成16年は1,585名、平成17年は1,615
名、平成18年は1,625名、そして、平成21年につきましては1,63
5名となってきております。

土屋委員 先ほど1,931名という説明があったと思いますが、1,635名だと、
1年度に随分ふえた勘定になってしまうんだけど、20年度は何人ですか。

門西警務部参事官 今、先生の示された数字につきましては、一般職の定数も含まれているも
のでありまして、警察官の定数につきましては1,635名であります。

(県内における凶悪犯罪の発生件数、捜査員の教育について)

土屋委員 現在、1,931名のうち1,635名が刑事事件ないし交通、あるいはそ
の他の事件関係を担当する現警察定員だという理解でいいですね。わかりま
した。

最近の報道を見ますと、目を覆いたくなるような大変痛ましい出来事が日
本全国で発生しているわけでありまして、そのような犯罪が本県にもあるか
どうか、捜査第一課長にお尋ねしたいと思います。

本県では、他県で発生しているような事件がどのような推移をたどって
いるか。まず、お伺いをしたいと思います。

宮下捜査第一課長 県内における殺人や強盗等の凶悪犯罪の発生状況についてですが、11月
末現在で36件発生しておりまして、昨年同期と比較いたしますと、マイナ
ス2件と若干減少しております。

本年、県内で発生しました主な事件をお答えいたしますと、1月に北杜市
内で男性が所在不明になりまして、7月に死体で発見されたという事件があ
りました。これが強盗殺人死体遺棄事件ということであります。4月には道
志村地内で殺人死体遺棄事件の認知がございました。6月に入りますと、韮
崎市藤井町地内で強盗致傷事件が発生し、さらに、甲州市塩山牛奥地内で殺
人未遂事件が発生しました。さらに、11月に入りますと、11月3日に都
留市内で殺人事件、8日には甲斐市西八幡地内で、これは実際にきょうの新
聞にも出ておりますが、強盗殺人事件が発生しております。

これらの事件については、いずれも検挙しておりますが、統計上は同じ凶
悪事件ではありますけど、事件の内容を昨年と比較してみますと、昨年は、
殺人でも無理心中、それから、嬰兒の産み落とし放置、あるいは路上生活者
間のトラブルなどでありましたけど、本年は昨年と比べますと件数は若干減
っているんですが、事件の内容が非常に凶悪な事件がふえているという状況
にございます。

土屋委員 歴史をたどってみますと、そのときその折のいろいろ経済状況といいまし
ょうか、あるいは世の中の仕組みといいましょうか、そういうことで起きる
犯罪の中身もさまざまだと思うんですが、今の説明ですと、最近は経済的
原因により凶悪な犯罪につながる人が多いのかなと思うわけであります。
私がこういう道に入ってちょうど40年が経過するんですけども、私が住

んでいるところは、甲府市と石和という行政の境目でありまして、ちょうど三十七、八年前には迷宮入りした事件がありました。これは、経済犯じゃなくて性的犯罪でした。こういう事件が当時発生したわけですが、最近の事例は世の中が非常に経済的に行き詰まっているから、物欲しさ、あるいはお金欲しさに人の命を奪うという犯罪が起きるといふ時期に移行しているのではないかなと思われるんですね。

そんなことで、本部長ほか有能な職員の方々が大変御努力いただいていると思いますけれども、そういう点では、警察官のそういう折々の時代に即応した教育ということも必要ではないかなと思うんですが、最近の事件の中身の変遷に対応した捜査員への教育、あるいは、捜査員の取り組みに対する指導はどのようになっているのか教えてもらいたいと思います。

西郷警察本部長

凶悪事件につきましては、今、おっしゃいますように、時代によっていろいろ変遷もございます。そういうことにつきまして、警察におきましては、まず、採用時点の採用時教育、あるいは各段階におきます教育、あるいは刑事でありますと、刑事になる際に刑事になるための基礎的な事項について教育をしております、そういう中で、県内の犯罪の通性でありますとか、あるいは、最近でありますと、いろいろな捜査手法といいますか、指紋の採取、あるいは微物の採取、あるいはDNA鑑定といいますかDNAの採取。そういうことについて、現場に即した教養をやっておるといふところでございます。

土屋委員

本部長がおっしゃるように、採用時の教育ということも大事であろうかと思いますが、私は防犯協会といった、警察当局と地元との連携という中で、例えば、凶悪犯罪が起きたときには、目撃証人や、犯罪に協力いただけるような地域密着型の取り組みも大事ではないかなと感じております。限られた人数の警察官だけで、一生懸命、犯罪者を捜査するというのも職務上当たり前かもしれませんが、地域住民のいろいろな協力がないと、足がかりがないということになるかもしれません。昔は、駐在所のおまわりさんというのは、昇任試験も受けなくて、本当に地域に密着していて、そして、お仲間もするといふぐらい、もう住民の人たちとまるで家族ぐるみのような連携がありました。例えば、あの家は最近1週間ぐらい留守をしているけれど、何かあったかもしれないよというようなことで、犯罪摘発に非常に効果があったと思っているわけですね。ああ、やっぱり派出所とか駐在所だとか、あるいは本署というのが、なるべく町村ごとに1個ずつあるほうが犯罪の件数も少なくなるような感がいたします。だけど、今は国を上げて、みんなみんな同じ、全部改革だということですから。ちょっと私は古い話をして申しわけないんですけども、昔のほうが凶悪犯罪が少なかったように思われてならないんですけども、その点、いかがでしょうか。

西郷警察本部長

凶悪事件などについて、以前から比べると長期的にどうかということですが、凶悪事件につきましては件数で見ると、正確ではないのですが、基本的には減少しております。ですけれども、最近の当県ではそれほど目立った、極めて凶悪な、あるいは怪奇的な事件は発生しておりませんが、全国を見ますと、いろんな県で非常に新しい形態の犯罪が発生しているという状況がありまして、そのような通性については注意を払っていかなければいけないと思っております。

また、御指摘のように、捜査活動といいますのは、警察の力だけで解決で

きるものではありませんし、また、防犯と申しますか、犯罪の抑止という意味では、住民の方々の協力をいただかなければいけないと思っております。そういう意味で、県警察としまして、最近におきまして、民間の方のパトロール活動というものをお願いしております。これは各警察署を中心として、あるいは地域との直接のつながりのある交番、あるいは駐在所を起点にしまして、お願いして、一緒に活動しているところであります。こういうものも非常に大切であると思っております、今年度の当初におきましては、こういうパトロール活動の県の連合会を立ち上げまして、ここを中心に組織的に、このような活動をより広げていこうかと考えているところであります。

いずれにしまして、警察の捜査活動というものもさらに内部の教育をしっかり行っていきまして、充実していきたいと思っておりますのでありますが、やはり県民の皆様との協力関係と申しますか、協働関係と申しますか、そういうものを大切にして、警察活動を行ってまいりたいと考えています。

(裁判員制度導入に伴う犯罪状況について)

土屋委員

本部長の説明で理解はできるわけですが、今申し上げたように、昔は昔で非常によい点もありました。今、学校周辺で犯罪者が命まで奪うということで、学校地区ごとにパトロール隊が出て、巡回している姿をよく見受けるわけですが、こういうこともやっぱり強化していく必要があると思うわけでもあります。

それで、もう一点、ちょっと立場を変えて、ことしから裁判員制度というのが導入されるようになったんですが、これは警察は関係ないよ、司法の裁くほうだよということになるかもしれませんが、裁判員制度に伴い広く県民の中から裁判員が選出されるということによって、犯罪の抑止につながっているのかどうか、せつかくの機会だからお尋ねしてみたいと思うんですが、裁判員制度の導入に伴って犯罪はどのように変化しているのか、教えてもらいたいと思います。

日原刑事部長

裁判員制度が本年5月21日から始まっているところであります、現在のところ、塩山の殺人未遂ですとか、それから、葦崎の強盗致傷事件等について一般の方の裁判員に裁判をしていただいていたところであります。

この裁判員制度によって、直ちにどのような効果が出ているかというのは、件数も少ないということもございまして、ちょっとまだ検証中でございます。

それから、ことしは捜査第一課長からも話があったとおり、事件の内容が悪質だということで、来年に持ち越した事件がありまして、ことしの事件でありながら、来年に持ち越しというようなことで、大変司法も苦慮しているということでもあります。したがって、その辺の結果がもう少し積み重ならないと、どのような影響が出てきているかということがわかりません。ただ、マスコミ等の報道を見ますと、相当関心が高くなっていると思われ、法に対する遵守精神などは相当高くなっていると思っております。

(県内における交通事故の発生状況)

土屋委員

昨日ですか、おとといですか、山梨県の交通事故による死亡事故が、激変とは言いませんけれども、対前年減少だという報道を見ました。交通事故による死亡事故が減少したのは、交通担当の方々がそれなりの取り組みをされているからなのか、あるいは、県民の交通モラルといえましょうか、交通意識が向上したから死亡事故というような大きな事故につながる件数も少なくなったのか、その点、交通課にお尋ねしてみたいと思っております。

死亡事故が減少したと同時に事故件数も減ったのでしょうか。

小林交通部参事官 本日現在の状況を申しますと、発生件数につきましては、5,978件ということで昨年からするとプラス16件という状況です。死亡事故、死者につきましては33人ということで、昨年と比較しますとマイナス14人という状況です。それから、負傷者につきましては7,996人で、昨年と比べますとプラス105人という状況です。発生件数、負傷者数についてはややふえておりますけれども、死亡事故、死亡者数につきましてはマイナス14人ということで、減少しております。

対策といたしましては、警察の各署ごとに高齢者交通安全モデル地域を指定したり、自治体や交通関係団体が協働して、交通安全教室あるいは高齢者宅の訪問事業とか、そのほか、高齢者のヘルパーさんの活用、交通安全母の会会員にお願いしまして、交通安全指導に当たっております。また、警察の関係ですと、交通総合センターとか、交通安全教育車「さちかぜ号」を活用した交通安全教育等、さまざまな活動をしております。また、テレビ、ラジオ、チラシ等を使った広報、啓発活動も行っております。このような対策によりまして、特に死亡事故の減少にはつながっているのかなと思っております。

土屋委員

私事ですがけれども、高齢者になると免許の書きかえがなかなかきつくなるわけでありまして、交通センターのほうへ参りまして、免許の書きかえを先刻行ったんですけれども、非常にスムーズに免許の書きかえができたということでうれしく思っているわけでありまして。

そんなことで、交通事故にしても、死亡事故にしても、あるいは先ほど質問して御答弁いただいたように、凶悪犯罪にしても、件数が減るということは、大変県民にとってはうれしいことでありまして、この減少が毎年続いていくように取り組んでもらいたいという切望はしておきたいと思っております。

また、ぜひ本部長にお願いしたいのは、毎年一定な警察職員の確保、それから、増員と合わせて、冒頭申し上げたような職員教育、先ほど申し上げたような、すべての件数が減少するように要望して、私の質問を終わりたいと思っておりますが、最後、本部長の決意を聞いてみたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

西郷警察本部長

本年は交通死亡事故につきましては、減少傾向にありますので、これにつきましては、来年度もぜひこの傾向を引き続き達せられるように努力してまいりたいと思っております。

また、刑法犯の認知件数につきましては、全体の数自体は、ややことしはふえてきているところがありますから、これは本年の状況をよく分析いたしまして、来年度はぜひ、これが再度減少していくように対策を講じていきたいと思っております。

県警の体制につきましては、そういうことを踏まえまして、必要なところにさらに内部で努力していくということをまずやっていきたいと思っておりますが、国のほうでも警察官の増員を、現在要求中でありまして、県警としても、あるいは県としても国に対して要望していただいておりますので、これはぜひ実現したいと思っております。

(本県における高齢者の交通事故の発生状況)

棚本委員

今、土屋委員からのお話の中で、交通事故という話が出てまいりました。私は特に高齢者の交通事故につきまして、お伺いしたいと思います。

まず、先ほどの交通事故全般につきましては減少傾向だというお話をされておりましたが、高齢者にかかわる交通事故の報道が、最近、新聞、テレビでも報道が多いような気がしております。そこで、最近の本県における高齢者の交通事故の発生状況をまずお伺いしたいと思います。

小林交通部参事官

交通事故そのものは平成16年以降減少してきておりますが、死亡事故に占める高齢者の割合は年々高まってまいりまして、平成19年には全体から見て50%、それから、20年には52%と、2年連続して死者数の半数以上を占めておるといような状況になってきております。

また、高齢者が交通事故の第一当事者となる割合も年々高まってきております。さらに、運転免許所有者に占める高齢者の割合も年々高くなっておりまして、高齢者の交通事故防止対策ということは県警の最重点課題だと考えております。

棚本委員

わかりました。やはり、今お話の中でお聞きしてまいりまして、全体が減っていても高齢者の占める割合が多いのかなということを理解いたしました。本県の状況をお聞きしましたけど、全国的な高齢者の事故の状況というのはいかがでしょうか。

小林交通部参事官

全国の状況でございますけれども、件数で申し上げますと、10月末現在の話でございますけれども、高齢者が第一当事者となる交通事故の発生件数は、数字で申し上げますと、8万9,680件、前年に比べましてプラス3,039件。死亡者数でございますけれども、これにつきましては、1,882名、これはマイナス66名。けがをなされた方、負傷者ですけれども、これが10万751人、プラスで891人ということで、この傾向につきましては、本県も同様の傾向を示しております。

棚本委員

わかりました。やはり、本県の状況も全国の状況も高齢者の割合が多いと感じております。そこで、本県の高齢者の交通事故の傾向、特徴をもし把握しておりましたら、お聞かせいただけますか。併せてその対策もお聞かせください。

小林交通部参事官

本県の高齢者の交通事故の特徴のほうから先にお話ししたいと思うんですけれども、1つ目の傾向としては、高齢者の第一当事者の事故がふえているということでありまして、過去5年間で見ますと、高齢者が第一当事者となった事故の占める割合は、平成16年が11.7%でありましたけれども、これは年々増加しまして、昨年は14.7%ということで3.0ポイント上がってきております。全国も同様に10.6%から14.0%、3.4ポイントほど増加傾向にあります。

それから、傾向の2つ目として、交通事故全体に占める高齢者の割合が増加傾向にあるということございまして、全体に占める高齢者の割合は、過去5年間の全国平均が44.8%であるのに対しまして、本県は43.7%ということで、1.1ポイント低くなっておりまして、平成18年を境目に、全国平均を上回りまして、19年、20年と連続して50%を超えてきているというところでございます。

特徴といたしましては、過去5年の状況から見ますと、高齢者の全事故を

状態的に見てみますと、四輪運転中事故が全国平均は5.7%であるのに対して、本県は9.6%ということで、全国と比較しまして約2倍と高率になっております。本県では、車両に頼っているのかなということが伺えます。

また、死亡事故で見ますと、本県、全国ともに歩行者の事故、それが22%と最も高くなっております。次いで、四輪、二輪の事故なんですけれども、全国では15.1%であるのに対して、本県では18.8%と、これも高くなっております。

対策につきましては、先ほどちょっと触れましたけれども、県下の警察署32カ所に高齢者交通安全モデル地域を指定しまして、自治体あるいは交通関係団体と協力、協働しまして、毎月の交通安全教室の開催、高齢者宅への訪問活動、反射台の普及啓発活動、高齢者の方にはみずからの命はみずから守っていただくという交通安全意識の啓蒙活動も行っているほか、高齢の運転者対策として、交通安全運転コンクールですとか、自転車交通安全大会を開催するなど、さまざまな交通安全対策を実施しております。

また、本年6月から75歳以上の方への講習予備検査の制度が設立されましたことに伴いまして、高齢者保護の状況に応じた講習を実施するなど、高齢者を交通事故から守るということで、防止対策を一層推進していくこととしております。

棚本委員

いろいろ細かく報告していただきましてありがとうございます。

私もそうなんですけど、免許を持っていれば、高齢者ドライバーとしてだれもが行く道でございますし、人事でもないと思っております。私も高速を利用し、かなりの日数県庁に通っておりますが、最近、夕暮れが早いせいか、いわゆる高齢者の方のマークをつけた車にひやりとすることもあります。やはり毎日運転していると、自分自身もそういうこともありますから、高齢者だけの話でもないと思いますが、やはりどうしても年齢が高くなれば危険度も増すことも事実でありますから、特効薬もないということも承知しておりますけど、今お話しいただいたような、大変地味な部分かもしれませんが、やはり手を緩めずに地道な対策でしょうけど、それがやはり成果があることだと思いますので、引き続き強力な対策をお願いしたいものであります。

ところで、今、お話の中で、9月ごろから講習予備検査が始まり、指定教習所で100人ぐらい受けていますよという話を聞きました。講習予備検査というのは、これからの傾向の中でも非常に大事な対策と思っておりますけど、講習予備検査の実施状況というのは、どのようになっておりますでしょうか。

中澤運転免許課長

講習予備検査は、75歳以上の高齢運転者が自己の身体機能を自覚して、免許証更新の際の高齢者講習を受講し、引き続き安全運転が継続できるように支援していく制度であります。

県内におきましては、本年9月から16カ所の指定自動車教習所で開始されましたが、11月末現在1,974人の方々が受検されました。このうち、安全運転に支障があると思われる身体機能が退化して、記憶力、判断力が低い第一分類と判定された方は6人おりました。これは県内受検者の0.3%に上りました。なお、第一分類と判定されました6人の方々につきましては、臨時適性検査を経て、運転免許証が取り消しとなるような要件に該当する方はおりませんが、これらの方々に対しては、運転免許においても、本人や家族に対して安全運転に心がけるよう指導を行っているところであります。

棚本委員

当然のことながら、今、課長がお話しのとおり、指定教習所でありますから、しっかりとした全国のマニュアルに沿った基準の中でできますが、人によっては、この講習会を受け、ぎりぎりの判定が出た場合には、人権なんかを訴えながら、いや、私は平気ですよ、運転しますよと言うかもしれませんし、この辺は非常に判定というか、講習予備検査の中でも非常に微妙な部分も出てきて、非常な御苦労かと思えます。今、2,000人近い方が受けたということで、私が想像していた数字よりはるかに多いので、やはり高齢者ドライバーは多いんだなということも実感をしました。

先ほど、第一分類と判定された人が1,974人中6人いるということですが、これは全国の数字については承知していますか。また、本県の特徴だけちょっと述べていただければと思います。

中澤運転免許課長

8月末現在の数字ですが、全国では約2万6,000人が受検して、3.3%が、第一分類と判定されました。

当県では、それから比べると低いわけですが、検査開始初期のために、自信のある方が受検したのではないかなということと、昨年から免許証の自主返納数が増加しておりますので、運転に自信のない高齢者の方々が、自主返納しているということも一因ではないかなと考えております。

なお、返納件数ですが、平成19年には32件だったものが、昨年は228件、本年は10月末現在で329件と、昨年を既に101件上回る状況です。さらなる分析につきましては、まだ制度が浅いために、まだそろっていません。

棚本委員

最後に、ここが県警本部の委員会だから、お世辞とか抜きにいたしまして、いつも言うとおりに、体感治安が本当によくなっていると実感している1人もあります。これは、一重にやはり県警の地道な努力の成果だと思えます。

いろいろな改革の中で、簡単な話ではないかもしれませんが、警察関係職員の増員等、さらなる強力な推進をお願いしたいという意思表示をしまして、終わらせていただきます。

(山本美保さんの司法解剖について)

白壁委員

昨日、同僚議員の内田議員が山本美保さんの件について質問をされました。その中で、前回、私もこの委員会の中で質問させていただいたんですが、いわゆる山本美保さんの司法解剖。この解剖をされた、あのときはたしか鑑定人という答弁があったと思うんですが、解剖を担当された先生の名前をお示しいただければと思います。

三枝警備部長

鑑定人のお名前ということですが、本件は、平成16年2月に御家族からの拉致事件ではないかという相談をもとに鋭意捜査をやっているところでございます。鑑定人の名前につきましては、本件捜査に関する秘密保持の観点から、御答弁を控えさせていただきたいと思っております。

白壁委員

そのときの鑑定の方というのは何人おられたんですか。これも守秘義務というか、秘密保持ですか。

三枝警備部長

2名で行ったと聞いております。

白壁委員

2名ということは、どちらの方が主任で、どちらかが補助ということな

んでしょうか。それとも、両方が主任的な執刀をされたんでしょうか。

三枝警備部長 その点につきましては、どちらが主任でどちらが補助かという点については承知しておりません。

西郷警察本部長 通常は、どちらかが鑑定人でありまして、もう一人の方が助手という場合が普通でございます。

白壁委員 この解剖をした場所というのはどこで照会されたんでしょうか。

三枝警備部長 それにつきましては、山形医大と認識しております。

白壁委員 山形医大で司法解剖ということですが、いつ、何年の何月の何日に解剖をされたんでしょうか。

三枝警備部長 その点につきましても、先ほど申し上げましたとおり、捜査上の秘密がございますので、その観点から答弁を控えさせていただきます。

白壁委員 何年でしょう。それも言えないですか。
例えば、何年の何月なんだろうかとか、何年の何月何日の何時でしょう。かまでは難しいかもしれませんが、示される範囲というのがあると思うんですけど、何年何月もだめでしょう。

三枝警備部長 それは、山本美保さんが行方不明になられた昭和59年6月と記憶しております。

白壁委員 ということで、いつ、どこで、だれがというところまではなかなか難しいところだということでございますが、最後に、きのうまた本部長の御答弁の中で、全長と頭頂部から臀部下端というところのとらえ方を、いわゆる全長と認識しているとの答弁をいただいたわけですが、これは、このとらえ方で、前回もそういう質問に対して、そういう答弁をいただいたわけですが、これはこれでよろしいんでしょうか。再度お願いしたいと思います。

西郷警察本部長 昨日、御答弁いたしましたけれども、再度、私は確認いたしましたと申し上げております。なので、1回目の答弁で認識しておりますと申し上げましたが、確認しておりますと申し上げております。

白壁委員 私も、今回の件は確認だけということで、以上で終わります。

望月委員 (県境における県外警察署との連携、中部横断自動車道交通取締について)
交通網が非常に発達し、県境を超えた広域的な事件や事故があるわけですが、県境に隣接する警察署同士の連携はどうなっているのか。それから、山岳救助についても、2県とか3県にまたがることが多いですが、県境に隣接する署が、また、隣接する署との打ち合わせといいますか、情報交換等を定期的に行っているのかどうかを教えてくださいたいと思います。

それと、もう一点。これはちょっと時期が早いかもしれませんが、中部横断道の富沢インターから六郷インターの直轄区間である無料区間があるわけですが、これは、全国に例があるのかどうか分かりませんが、この無料区画

の交通取り締まりについてどこが管轄するのかの教えていただきたいと思
います。

宮下捜査第一課長 御承知のとおり、事件は非常に広域化しており、他県境をまたいだ事件が非常に多く発生しています。特に、山梨県は、東京、首都圏に近いということで、死体が捨てられるとか、誘拐事件が発生して巻き込まれるなど、いろんなことがありますので、都県境をまたいで、他県といろんな訓練をやっております。それから、県境を出て、ある程度一定の距離までは、こちらの県が向こうへ行っ
て処理できると、向こうがこちらへ来られるとか、そういうのもございます。いずれにしても県境の中ではいろんな情報交換をしたり、訓練をやったりしております。

永田地域課長 県警では、本年初動警察刷新強化に力を入れております。県境等における事件に対しても通信司令室を中心として隣接県警にも応援を求める等連携して対応しています。また、隣接県である長野県、神奈川県、それから、静岡県と連携しての事案対応訓練もやっております。

それから、山岳救助の関係ですけれども、当県でも県警への「はやて」や、県の消防防災課のへり「あかふじ」のいずれかが出動して、県境での山岳遭難に対応しておりますが、いずれのへりも出動できないといった場合には隣接県の応援を得て、山岳救助に当たっていただくこともあります。

廣瀬交通部長 中部横断自動車道の富沢六郷間の事故、または交通取り締まりの担当でございますけれども、現在、直轄方式で建設が進められるということは聞いております。また、こうした直轄方式は全国でも数件あるところでございます。現在のところ、まだ、計画の段階でございますので、今後図面を見ながら、また、インターの状況、電柱の設置場所等も踏まえながら、高速道路警察隊が担当するのか、地元警察署が担当するのかを踏まえて、今後検討していきたいと考えております。

望月委員 全国でも直轄区間の事例があるということでございますが、その事例はないでしょうか。

西郷警察本部長 全国的には、いろいろあります。高速道路警察隊が管轄しているところもありますし、規模が短いということで地元の警察署が管轄している場合もござ
います。

望月委員 警察官が非常に少ない中で、皆さん非常に頑張ってこの地域の安全・安心というものを確立していただいて、本当に感謝しているんですが、今答弁があったように、警察署の管轄になる場合もあるかもしれないとのことであります。そういう場合には署員の問題、配置の問題等も当然出てくると思いますが、本部長の考えを聞きたいと思
います。

西郷警察本部長 基本的には、高速道路警察隊で管轄できれば、最も効率的でありまして、それができない場合に署の管轄とせざるを得ないということではないかなと思
います。

当県では、中部横断道が開通すれば中央道とつながって運用されますので、基本的には高速道路警察隊で管轄するのが効率的ではないかなと考えてお

ります。

望月委員 この無料区間は、高速道路として扱われるのか、それともバイパス方式として扱われるのかわかりますか。

西郷警察本部長 基本的には、構造上も中部横断自動車道の有料区間と直結をされて運用されると見込まれますので、高速道路警察隊の管轄ということになると思います。

主な質疑等 知事政策局・企画部関係

※第129号 平成二十一年度山梨県一般会計補正予算第一条第一項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第二項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第二条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第四条地方債の補正

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第138号 チャレンジ山梨行動計画変更の件

質疑

棚本委員 ただいまチャレンジ山梨行動計画の変更の件についてということで話がありました。申し上げるまでもなく、このチャレンジ山梨行動計画が県政の施策の推進の大きな柱であることは当たり前の話でありますし、当然ながら時代が刻々と変化する中で行動計画の変更があつてしかるべきだという認識のもとに立ちまして、幾つか質問いたします。

まず、青字の部分を中心に、何度か拝見いたしました。過日、本会議の答弁でもこの部分の御答弁がありました。いわゆる新政権発足による事業仕分けについての部分の中で、県や市町村等の事業に関係あると思われるものが全部で148事業ありますと、そして、そのうち44事業については、影響が出ることが懸念されているという御答弁がありました。そこで、この行動計画にどの程度の影響があるのか、まずお聞きしたいと思います。

原間政策参事

事業仕分けの結果に関する県の調査につきましては、44の事業につきまして、県等への影響が懸念されておるところでございますが、さらにこの中で、行動計画に関係すると思われるものが、廃止とされたもので4事業、それから、移管、見直しとされたもので各2事業、縮減とされたもので5事業の計13事業があると考えてございます。

これらはいずれも事業仕分けの対象となりました国の事業の数を数えたものでございますが、これらを行動計画に既に掲げてございます個々の施策・事業、あるいは追加を検討いたしております施策・事業に当てはめますと、廃止で10施策・事業、それから、移管、見直しで7施策・事業、縮減で15施策・事業と、延べで32の施策・事業に関係するものと想定しております。

棚本委員

国の施策の中でありますから、県単体でこの影響を回避できるというものも努力だけではないと承知をしておりますけど、この辺はさらなる注視ということをお願いしたいと思います。

そして、今回、この議案として示された変更計画案は、たしか9月の段階で議会に素案という形で報告がありまして、その後、パブリックコメントや、それから、総合計画審議会の意見を反映して、若干の追加修正を行ったものと理解しておりますが、この議案に示された施策の方向について、事業仕分けを受けて、具体的に修正したのがありますか。

原間政策参事

結論から申し上げますと、事業仕分けの結果を受けて施策の方向を修正したものはございません。と申しますのは、事業仕分けの結果につきましては、先ほど申し上げましたとおり、行動計画に掲げた、あるいは掲げる予定の延べ32の施策・事業には関係してまいりますが、仮に、仕分けの結果どおりに実施された場合であったといたしましても、例えば、移管、見直し、縮減と整理された事業につきましては、県の個々の施策・事業の進捗あるいは規

模といった点での影響はあるものの、事業自体はなくなることはないだろうと考えられること。それから、廃止と整理をされております事業につきましても、他の国補事業の活用でございますとか、あるいは、基金事業による代替といったようなことが可能であるということが見込まれたところでございます。このため、個々の施策・事業についての影響はあるかもしれませんが、県の取り組みの大きな方向性を示す形で記述がしてございます施策の方向につきましては、修正を要するまでの影響はないものと判断をいたしたところでございます。

棚本委員 今、主に事業仕分けの影響についてお聞きしましたが、当然のことながら、事業仕分けはあくまでも事業仕分けであって、事業仕分けの後に、いわゆる財務省の査定の中で、しっかりと最終決定がなされていく、こういう過程だと承知しておりますが、その最終的な、財務省の決定を受けて、この行動計画を変更するという可能性も残されるわけでありましたが、ここは大事なところだと思いますので、もう一度お聞きをいたします。

原間政策参事 委員御指摘のとおり、事業仕分けの結果につきましては、今後その取り扱いが明らかになるものと考えてございますが、その結果については、個々の施策・事業や工程表に、できる限り反映していきたいと考えておりました。ただ、見直し後の行動計画につきましては、残りの計画期間を考慮いたしまして、年内には公表をしていきたいと考えておりました。もし、事業仕分けの取り扱いが、今月の30日に閣議決定が予定されている来年度予算の政府案と同時に明らかになるということでございますと、行動計画への反映は困難ということになるわけでございます。ただ、その場合には、来年度の県予算等の中で対応させていただくことになるということで、その点は御了承賜りたいと思います。

現実に、そういう形でまいりますと、施策・事業等、計画どおりに進まないといったものが出てくることも想定されるわけでございますが、最終的には、そういった状況も含めまして、計画の達成状況を県民の皆様に御評価いただくということになろうかと考えております。

棚本委員 繰り返しになりますが、チャレンジ山梨行動計画は県政の大事な柱、指針でありますから、ぜひとも今の御答弁どおりに、閣議決定後に予算反映で回避できるものはする、あるいは、県民に理解を得られるように努力するものはするという、2つの手法はしっかりとお約束いただきたいと思います。

※請願第21-7号 日本軍「慰安婦」問題に対して、政府に誠実な対応を求めることについての請願事項の1及び2

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※ 請願第21-10号 改正貸金業法の早期完全施行等を求めることについての請願事項の1、2及び4について

※ 請願第 21-11 号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を政府等に提出することを求めることについての請願事項の一、二及び四について

意見 (「採択」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で採択すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

棚本委員 (富士急行線沿線活性化促進協議会について)
公共交通について触れますが、大月駅から富士山に向かって富士急行線が走っています。ここ最近、利用率の低迷というようなこともあって、いろいろな観光という観点の中からも、富士急行の沿線の活性化協議会なるものが立ち上がったということ、前にお聞きしておきまして、沿線の9市町村、JR等も入っているとお聞きしております。
まずは、県が音頭をとっていただいたという中で、この活性化促進協議会の状況をまず聞きたいと思います。

小林企画部次長 富士急行の関係の活性化協議会でございますけれども、昨年5月30日に富士急行線沿線活性化促進協議会というものを設立いたしまして、県とか、あるいは沿線の自治体、交通事業者など13団体が構成メンバーとなっております。事業の内容といたしましては、利用促進とか活性化への取り組み、これは運輸局でやっております関東交通プランというものとも連動するものですが、それらの協議あるいは鉄道軌道輸送高度化事業の補助金、これは踏み切りの改良などハード事業の補助金がもらえるわけですが、いわゆるその再生計画を策定するという取り組みを行っております。昨年この再生計画を策定いたしまして、今年度から事業にも取り組んでいるところであります。今年度は、観光等の活性化策についてのプランをつくっておきまして、今年度中に策定するという予定になっております。

棚本委員 やはり、ドライバーの高齢化が進むと、いつまでも運転できるわけでもなくて、自分で運転が困難になると、公共交通というのは命綱というか、大きな役割を果たしますので、事業者の問題でない観点からお聞きしました。
また、県として、観光という観点、また生活の足という観点から、総合的に考え、富士急行線をどうやって活性化させていくのか、県の考え方をお聞きしたいと思います。

小林企画部次長 富士急行の活性化に向けまして、富士急行自体が、鉄道について、今年が開業80周年というようなこともございまして、今年度は下吉田駅の改修とか、あるいは富士山登山電車、どちらもレトロ調のものですけれども、そういうようなものを走らせる。あるいは富士急電車祭りを行うなど、独自のイベントを積極的に展開しているところでございます。

県といたしましても、沿線の市町村と連携をとりながら、ハード整備に対する補助だけでなく、ソフト面につきましても、できる限り取り組んでいきたいと考えております。

富士急行は、定期乗車券よりも普通切符を買って乗るお客さんのほうが多くいます。これはどういうことかという、通勤・通学の足としてはもちろんですけれども、それ以上に、観光のニーズが高いということでございますので、今後も沿線の市町村と連携しながら、協力をさせていただきたいと考えております。

(公共輸送について)

棚本委員

次に、関連して、公共輸送という観点からいうと、山間地にとっては、バスも命綱であります。私の地元なんか、どこもそうでしょうけど、過疎地、限界集落の地域にとってみるとバスに1人か2人しか乗らないから廃止されるということであると、本当に生活の命綱をたたれたようなものになります。その中で、過日の事業仕分けの報道の中で、バスの買いかえについても、今後は助成対象から外れる、あるいは赤字路線の云々ということもお聞きしました。そこで、公共輸送と命綱という観点の中から、今おわかりになる範囲で結構ですけど、県の公共輸送に対する考え方をお聞かせください。

小林企画部次長

事業仕分けの関係でございまして、先日、事業仕分けの対象といたしまして、赤字バス路線の運行費の補助、それから、バスの車両更新の補助というものが対象になりました。運行費のほうは維持ということになったんですが、車両更新のほうは、基本的には廃止というような判断が下されたわけでございます。そもそも国の赤字路線の補助というのは、複数の市町村にまたがって、路線が10キロ以上、それから、乗客が15人から150人という、地方にとっては、今後どうしても維持していかなければならない路線だという、広域的な基幹的な路線ということに対して補助がなされていたわけでございます。

また、バスの車両の更新につきましては、15年以上のものが対象という補助金でございましたので、私どもの考え方といたしましては、バスも15年も乗りますと相当痛みますので、これを廃止されますと、住民サービスとか、あるいは今後の利用促進などに影響が出るのではないかとということで、非常に危惧しているところでございます。

事業仕分けの結果がそうでありまして、その後、予算がどうなるかはまだわかりませんが、状況としては以上でございます。

棚本委員

このバス問題につきましても、よそで聞きますと、この路線の赤字を高速バスで補っているというふうなお話も聞きますし、また、高速バスもこれから先影響を受けてくると、なおさら悪循環が続いて、一番最初に切られるのが利用者の少ない山間地とか限界集落と言われるところであります。このことは、そこに住む人々にとって死活問題といっても過言ではありません。これは全县の問題だと思いますので、ぜひとも注視しながら、いろいろな施策を進めていただきたいと思います。

(中央線の高速化について)

棚本委員

そして、交通問題については、これは最後ですけど、簡単で結構です。中央線の高速化についての取り組み状況についてお聞きします。

小林企画部次長 中央線の高速化につきましては、長野県、山梨県、沿線市町村等で、中央東線の高速化広域同盟会というものをつくっております。この広域同盟会でJR東日本、あるいは国に対して要望を行っているわけですが、中央線の高速化につきまして、まず、お金をかけなければならない部分といたしましては、東京三鷹間の京葉線の延伸、立川三鷹間の中央線の複々線化、これはいずれも地下に新しい新線をつくるということになります。それから、高尾以西ですが、高尾から山梨県側の大幅な線形改良が必要となります。都内の部分につきましては、大体試算で5,200億円、それから、高尾以西の線形改良につきましても、15分短縮するのに、大体2,300億円という試算が出ておまして、JR東日本といたしましては、地元沿線市町村の補助がなければとてもではないけれども、着手できないということで、ハード面につきましては、なかなか厳しい状態が続いております。毎年度、息長く、継続は力なりでございますので、要望は続けていきたいと考えております。

(電子申請について)

棚本委員 電子申請の関係で、3つほどお伺いします。

まず、電子申請について、過日から報道で盛んに非効率であるとか、いろいろな報道がなされているわけでありますが、県の電子申請の利用状況というのは、今現在どのような状況でありましょうか。

石原情報政策課長 本県の電子申請の利用状況ということでございますけれども、本県の取り組みは平成16年度から県内の市町村と共同で実施しております。県や市町村への行政手続の申請やイベント、講習会への参加申し込み、また、体育館とかテニスコート等の公共施設の予約などについても手続数の拡大を進めてまいっております。

21年10月末現在で、電子申請が利用できる手続の数は、県の場合ですけれども、電子証明書の付与など、本人確認を必要とする手続が93業務、また、イベント申し込みなどの簡易申請については累計で145業務を電子申請化し、施設については小瀬スポーツ公園とか県民文化ホールなど5施設が電子申請等によって利用できる、また、手続ができるという状況になっております。

また、稼働してから今年10月末までの利用実績ですが、本人確認が必要な電子申請が8,184件、イベントの申し込みなど簡易申請にかかわるものが7,319件、また、施設予約が2万303件という実績になっております。

また、総務省が定めた電子自治体オンライン利用促進指針で示している、オンラインの利用促進対象の21類型手続というものについて、利用率を調べております。本県の利用率は、県と市がともに23%、町村が3%、県下全域では平均約20%ということになっております。ちなみに、全国平均が約27%ということで、ちょっと利用率が劣っているという状況でございます。

棚本委員 確かに努力していることは承知していますが、相変わらず利用率が低いようであります。国の考え方もあることも承知しておりますが、どうでしょう、利用率が低いことに対して、現況はやはり高めるということを目指すしかないのかなと思いますけど、利用促進の考え方についてお聞きします。

石原情報政策課長 利用率の低い原因について幾つか申し上げますと、まず、本人確認をするための電子証明書を要するような手続には住民基本台帳カード、いわゆる住基カードと、電子証明書の取得のための時間及び経費、また、このカードを使うためには、パソコンにICカードリーダーというものが不可欠になります。また、交付書類については、インターネットで申請はできるのですが、受け取りは従来どおり窓口へ行かなければならないという状況がございます。あと、手数料の別途納付とか、申請内容によっては添付書類が電子化できずに、やはり従来どおり書類を添付し提出しなければならないというようなことが、利用率が伸びない大きな要因になっております。このため、民間事業者との協力によりまして、ICカードの取り付けなどのサービスを行ったほか、住民票とか所得証明書の一部の手続については交付物を郵送し料金は代引きできるというようなサービスにも努めてまいっております。もちろん、これまで利用率を上げるための広報にも取り組んでおりますけれども、なかなか利用率が伸びないというような状況にあります。

今後、パソコンに親しんだ世代が増加するにつれて利用率というのは伸びるかなと思っておりますけれども、今後、さらなる広報を行うことはもちろんのこと、本人確認を電子証明書でなくて、ID及びパスワードによるものにかえたり、制度的な制約もあるんですけれども、添付書類については省略なり電子化できるというようなことも考えたいと思っております。また、携帯電話を使った施設予約とかイベントの申し込み、また、利用できる手続をさらにふやすということで、一層の利用率の向上を図ってまいりたいと考えております。

棚本委員 電子申請以外でも、県がいわゆる行政の電子化を推進して、さまざまなシステム構築をしておられるということも承知してはいますが、最近、システム構築に関するコストの問題が電子申請と付随して新聞やテレビ報道の中で、大分取り上げられています。そこで、これらのシステムの効率化とかコスト削減も避けて通れない県の大きな行政課題かなと思っております。1人でありませんが、この点、どのように対応しておられるか、現在の考え方で結構でありますから、もしお答えいただけたらお願いいたします。

石原情報政策課長 委員がおっしゃるように、行政事務も電子化を進めておるわけですが、それにかかわる保守費が非常に大きいのが今日的な課題であります。一方では、目まぐるしい技術進歩により、これを活用することによってシステムの効率化やコストダウンを図れるということも事実でございます。

現在、県では仮想化という技術を使いまして、各システムが設置するサーバーの統合を進めておりまして1期、2期という形で、現在、第1期を進めているわけなんです。このようにしてシステムの効率化とか、コスト削減に取り組んでいるところです。システムのコスト削減は官民共通の課題であります。我々としても、これらの取り組み、その動向を踏まえながら、今後市町村とのシステムの共同化はもちろんのこと、また、現在、マスコミ等で取り上げられているクラウドコンピューティングを研究しながら、積極的にその導入についても検討してまいりたいと考えております。

棚本委員 市町村と連携する中で、コストの削減化を図ると同時に、情報セキュリティーの関係についても万全を期していただくことをお願いしまして、質問を終わります。

(リニア中央新幹線について)

土屋委員

企画部と知事政策局の2つに分けて質問させていただきたいと思いますが、まず、リニアのほうからお尋ねしましょうか。

人は希望や期待や夢を持っていると極めて楽しい日々が送れるんですね。その期待や夢を掲げるのは、時の部長さんの1つのビジョンにかかわってくるんですが、そういう中でリニアモーターカーというのは、いよいよ夢物語ではなく、あすに迫ってきたということで、今月の2日には、JR東海として具体的に報告書を国に示さなければならないということで、きょう、県にJR東海の執行役員が訪れ、4項目についていろいろお話がされたとの報道がされているわけです。特に、今一番関心が高いのは、3ルートあるうちのどのルートに決まるのか。総費用はどうなるのか、駅については各県に幾つ設置され、その費用は地方自治体負担だとか、こういうことについては、もう既に私も知り得ているわけですが、現下におけるこのルートの問題、あるいは、本県における駅はおおむねどの辺なのかなど、この4つの追加項目の内容について、教えてもらいたいと思います。

小林企画部次長

先週、JR東海と地元調整、7回目になりますけれども行いました。宇野さんという執行役員がお見えになりまして、JR東海といたしましては、追加4項目調査、これは輸送量とか、あるいは技術的なものの調査があるわけですが、その追加4項目調査につきまして、調査すべき事項はもう既に終わっている。ただ、地元調整ということで、ルート等の合意などについてはなされていませんが、調査主体としての調査すべき事項は終わっているということが示されました。具体的な内容につきましては、これまで示されていたおりの、東京一名古屋間の3ルートの工事費とか維持管理費などの比較、それから、東京一大阪間のその3ルートの比較というようなデータでございます。したがって、JR東海が、もう調査は終わったので、そろそろ取りまとめの段階になっていると言っているのは、そういうこれまで示された事項について取りまとめの段階になっているという意味でございます。

もう一つ、そのルート、駅、費用負担についてある程度絞らなければならないわけですが、それらにつきましては、JR東海は調査を終了したので、調査報告を出した後でも各県とは当然そういう協議をしていかなければならないと言っておりますので、今現在の状況で、そのルート、駅がどうなっているかと御質問でございますけれども、それは、私どもの要望も伝え、JRの要望も聞いているということはあるんですが、具体的な数とか、あるいはおおよその場所とか、あるいは費用負担はどうなるのかという具体的な交渉につきましては、まだ何もなされていないというのが現状でございます。

土屋委員

そうすると、すべての調査は終了している。だけど、具体的な中身はまだ公表するに至らないということですね。加えて、国のほうにその旨の報告をするわけですが、最終的意思決定は、国がするのか、事業主体であるJR東海がするのか、あるいは都道府県の下か、承認といいたいでしょうか、そういう中でどこが最終意思決定をするのか、教えてください。

小林企画部次長

3ルートの比較ということで調査報告を国に出したといたしますと、今度は国のほうで交通政策審議会というものを開きまして、その中で中央新幹線について議論をしていくということになります。そして、最終的には国が整備計画路線へ格上げということを決めたいと思いますので、国が最終的には決定

するということになるんですが、それまでの間に、当然、各都県おのこの主張があるわけですので、それらについても国に対し、あるいは交通政策審議会の場になるかもしれませんが、主張をしながら、JRとも協議をしながら、整備計画になる場合には、少なくとも3ルートが1つのルートに絞られ、駅についてもピンポイントではもちろん決まらないんですが、おおよその数、1県1駅になるのか、複数になるのか、あるいはおおよその場所がどうなるのかというようなことが大体決まってくると考えております。県としての主張を述べる場合は、今後も当然あるということでございます。

土屋委員

そうすると、あくまでもその整備計画が立案されて、国の審議会が意思決定しないと、3ルートある路線の一本も決まらないと。予算総額も決まらないということで、冒頭申し上げたように、夢が近づいてきたんだなと思ったけど、なかなかまだ道のりは遠いということでしょうか。夢が近づいたと多くの県民が期待したと思いますが、今の次長の説明ですと、路線がどうなるのか、費用はどうなるのか。費用はJR東海が全部持つのか、意思決定を国がするんだから、じゃ、2分の1は国が持つのか、3分の2は国が持つのか、あるいは都道府県が持つのか、駅舎の建設費は県で負担しなさいとか、なかなかまだ見えていないことがたくさんあるような気がします。今、私が言ったことについては間違っていないですか。非常に、まだ「道遠し」という感じがしないわけではないんですが、いかがでしょうか。

小林企画部次長

国土交通大臣から昨年指示されました追加4項目調査についての報告が出るということは、相当な前進ということでございます。そして、それをもとに国のほうで整備計画路線格上げのための審議をするわけですが、それにつきましても、残る課題はルート問題、駅の問題ということになるわけでございますので、それ以外のところは大体JR東海の調査どおりということになると思いますので、前進はしたという理解はしております。

また、いざ国に報告書を提出してから、交通政策審議会を経て、整備計画路線に格上げになるまでにおおよそ1年ぐらいはかかるとは思いますけれども、そのめどというものもある程度立ってきたという感触を持っております。

土屋委員

やっぱり実務をやっている方と、私たちでは若干考え方に乖離があると感じました。今の説明ですと、私が申し上げたように「道遠し」ではなく、国から指示された追加4項目調査の報告がでたので近づいたという答弁ですから、真ん中をとってもやや前進しているかなと申し上げたいと思います。

そこで、まず、私が知り得ている状況ですと、まず名古屋まで仕上げようと。それから名古屋から大阪まで行こうと聞いているんですけど。おおよそ現時点で、名古屋までの総事業費はどのくらいかかるものか。さらに、名古屋から大阪まで含めると、どのくらいかかるのか、金額を教えてくださいと思います。

小林企画部次長

東京一名古屋間が2025年までということでは予定をしておりますが、JR東海が今言っているのは5.1兆円の建設費でございます。ただ、これにはJR東海は駅は全額地元負担と言っておりますので、その中間駅の設置費用というものは、含まれてはおりません。そして、大阪までが大体9兆円と言っているわけですが、これらにつきましては、2045年までの計画でつくっていくということでJR東海は示しております。ただ、これに対しましても、例えば、大阪府などは名古屋までできてから、その20年後

に大阪までというは余りにも遅いので、その辺は今後いろんな財源スキーム考える中で、なるべく早くできるようにという要望をしている状況でございます。

土屋委員

この5.1兆円は、全額JR東海で負担するのか、国は認可だけするのか、いやいや違うよ、少なくとも昭和39年、オリンピックの年に東海道新幹線が開通して、もう50年近くたとうとしている今、過密状態で、第二東海道新幹線をつくらないと、もし万が一新幹線に支障が来したときには縦長列島の日本としては、交通渋滞を起こしてしまい物流にも支障を来すと言われていわけですから、国の政策としてしなければならぬという立場に立てば、当然国がそれ相当の費用負担をしても、何ら国民から異論が出ることはないと思うんですが、その点突っ込んだ議論は聞いておりませんか。

小林企画部次長

通常の新幹線、東北新幹線とか北陸新幹線とか九州新幹線につきましては、建設費のうち、国が3分の2、地方が3分の1という負担で建設がなされているわけでございます。この整備新幹線につきましては、国がお金がないということもありまして、10年も15年もかかってだんだん進んでいくという状態になっているわけでございます。リニア中央新幹線の場合には、5.1兆円をJR東海が全額負担し、国は一銭も出さない、地方は一銭も出さないということの中で、急速にここ一、二年話が進んできたという事情がございます。

ただ、土屋委員さんがおっしゃられるとおり、もちろん国家的プロジェクトでございます。東海道新幹線のバイパスでございますので、当然、大阪まで行くうちの、いずれかの時点では国のほうでもこの国家的プロジェクトに支援をするとか、何らかのことは、今後可能性としてはあろうかと思えますけれども、現時点では、JR東海が名古屋までは自分でつくるということを前提に話は進んでいるということでございます。

土屋委員

よくわかったんだけど、なかなかわかりましたと首を縦に振るような、わかったじゃないんですね。私がちょっと触れたように、国家的にどうしても必要な交通網の整備について、民営化したJR東海だけが全部負担してやるのはいかなものか。どういうことを言いたいかという、今度はJR東海は料金で補っていかなければなりません。維持管理もしなければならぬ。電気料も払わなければならぬ。恐らく5兆1,000億円というお金は、タンス預金してあるわけじゃありませんから、借り入れも発生する、償還もしなければならぬ。金利も払わなければならぬ。こういう問題が出てこようと思うんですね。だから、国民的な課題になることは間違いないと思います。JR東海1社だけで負担するというのは、ちょっといかなものかなと思います。私が首が縦に振れないというのは、そういうところにもあるわけでありまして。そこで、山梨県は何をすればいいんだということになってくるんですが、国に対して、山梨県知事が、あるいは山梨県が、先に述べたような意見が県民の中にはあるよと、決して私はJR東海から言わされているわけではありませんが、何でもかんでもJR東海に負担させると必ず料金にはね返ってくるわけですから、国で何らかの助成をすれば料金は安くなるし、利用率も高まっていくのではないかなと思います。

これは昨日の本会議でリニアモーターカーのメリットがわかりました。デメリットはないかという議論の中に、こういう問題も含まれているわけですね。質問者の意図の中には、含まれていると思いますよ。そういうことを考

えたときにやはり県が中央に対して、各種要望する中に、国だって応分の負担をしたっていいじゃないかと、主張してもいいと思うんですね。

それはそれでさておいて、駅舎については、地方自治体で全額負担しなさいということですが、小林次長のところで、積算されるのかどうかわかりません。場所も決まっていますが、駅舎の普通の建坪、用地等々を考えると、おおむね駅舎の建設費は大体このぐらいかかるよと、普通の列車と違って、500キロというスピードで行くリニアですから、ホームの長さも相当な距離を確保しなければならないので、普通の駅とちょっとわけが違うと思うんですが、通常このぐらいかかると、JR東海のほうでは言っているよという金額があったら示してもらいたいと思います。

小林企画部次長

リニア駅でございますけれども、最低必要な面積がJR東海から示されております、幅が45メートル、長さが1キロとなっております。

また、駅の建設費につきまして、具体的な提示はまだないんですけれども、新幹線駅で見ますと、新幹線駅でこだまがとまるような駅は大体100億円から150億円ぐらいかかります。それから、大型ののぞみをとまるある程度ターミナルあるいは準ターミナルの駅になりますと、大体300億円から350億円というようなことが標準的でございますが、リニア駅につきまして、ある程度、それよりもお金がかかるのではないかとというようなことは予測はしているんですが、具体的に幾らということ示されてはおりません。

土屋委員

もっと話を進めさせていただきますと、東京一名古屋の間に1個の路線ができれば。この間、のぞみとかひかりとかと同じように、何カ所か列車が走っているわけですから、私は東京一名古屋間直行45分という便も出るでしょう。各駅停車の列車、1時間10分、こういうのも出ると思うんですね。そういうことを考えたときに、山梨県はリニアの元祖と言ってもいい。当時、有力な先生のおかげで山梨に実験線が出たわけでありまして、山梨には2個ぐらい駅舎をつくってもいいのではないかなと思います。

なぜかという、山梨県の地形というのは、御坂山系で東部方面と国中に分断されているわけですよ。長い間山梨県もリニアが成功するためにいろんな面でJR東海に協力をしているわけですので、でき得れば東部方面に1つの駅、そして、この国中に1つの駅をつくっても、長野県のように非常に範囲が狭いところにも1個駅をつくるということですので、私は各県1個なんていうような決め方じゃなくて、山梨県とすれば、山梨県の地形から将来の利便性から考えても2個駅をつくるべきじゃないかなと主張しても怒る県民はいないと思うんですね。東部方面へ1個、国中に1個。

それと、今、最低でも300億円ということですが、全部地方自治体負担というのはいかがなものかなと思います。山梨県の県民がこのリニアからの得るべき利益。あるいは山梨県以外の国民がリニアから受ける利益というのを考えたときに、全部山梨県の負担というのは、これは県議会でも議論を呼ぶものになると思うんですね。ですから、今の時点でこういう議論をするのはどうかと思いますけれど、こういう意見があるということ、県はJR東海の幹部の方々との話し合いの中で言ってもらいたいと思います。駅舎建設費の全額を山梨県で負担するのは無理ですよ。だけど、山梨県には駅は2個欲しいんですよと欲張った要望をするべきです。これは県民ニーズといって、必ず後々そういう議論がされるかと思えます。まず、駅舎も全額山梨県で負担しなさいということも気の毒な話。駅が1個ということになれば、東部方面と国中で必ずせめぎ合いといいたましよう

か、綱引き合戦になって、県の執行部の方々も苦慮する場面に間違いなく遭遇するわけですね。そんなことで、山梨県の希望とすれば、駅を2個つくったらどうだ。駅舎の半分はJRで持つなり、国で持つような取り組みをしたらどうだというような意見が県民の中にあるよという意見も、これは、私の個人の意見ですけど、いかがでしょうか。

小林企画部次長

駅につきまして、まず、数の問題ですけれども、JRは1県1駅と言っているんですけれども、これはリニアの高速性を考えますと、幾つも駅ができないということを言っているんですね。例えば、山梨県、あるいは長野県に2つできたとすれば、岐阜県も2つ欲しいだろうし、神奈川県も2つ欲しいだろうということになってしまうのでという意味ですが、この駅の数につきましては、JRの1県1駅という考え方は聞いておりますけれども、私どもといたしましては、複数駅の設置が本当に不可能なのかということで、今までの協議の中でこの問題を投げかけております。したがって、まだ駅の数について、決着しているわけではないということ、まず御了解をいただきたいと思えます。

また、費用負担につきまして、JRでは、そもそも中間駅は必要とおらず、東京と名古屋が結ばれば一番営業的にもいいわけです。また、中間駅から乗る人は少なく、中間駅が欲しいのは地方なんだから、地方が全額負担してくださいという言い分なわけですけれども、これに対しても知事も再三言っておりますけれども、鉄道施設としての駅、駅は複合体ですので、鉄道施設としての部分がほとんどなんです、それ以外の部分もちろんあります。そういう部分は地方負担があったとしてもしょうがないんですけれども、鉄道施設としての駅の部分につきましては、事業主であるJR東海が当然負担すべきものだということを、これまでの中でも主張をしておりますので、今後、具体的な駅の詰めになる段階では、これを基本にJRと交渉を進めてまいりたいと考えております。

土屋委員

今の小林次長の説明でうなずけました。納得ができるんですけど、あくまでも東京一大阪間が1時間という観点に立って、一遍に1時間で行く列車もあるでしょう。一方で、各駅停車という列車を導入しても、きっとリニアの採算という点からいっても悪くないと思うんですね。だから、早いのもあれば、早くないのもあると。500キロもある間ですから、相当の列車を配置することができると思うんですね。だから、そこまで議論するのはどうかと思いますけれど、何でもかんでも地元が駅舎をつくれ、そして、費用負担は地元だというのもどうかと思います。地元というのは、その駅の周辺整備もしなければならないんですね。アクセス道路もつくらなければならない。これが市町村になるかどうかわかりませんが、駅のできる周辺の市町村というのも、県も大変なんですよ。そういうことを今のうちから、やっぱり国家プロジェクトとして取り組んでもらうように、国に要請、また、リニア促進議員連盟というのがあるんですから、国会議員の先生方にもお願いしていただいて、県の実情、県のニーズ、そういうものも今のうちから訴えて、できるだけ早くこの目的が達成できるようにお願いしてもらいたいと思えます。

(チャレンジ山梨行動計画について)

土屋委員

次に、先刻、政権が変わりまして、国民の88%が注視しているという、国の事業仕分け。私もちょっとテレビで見えておりましたが、すごいことをや

るなど思いました。国家は国民の税金ですべて運営しているわけですから、前の政権でも事業仕分けということはやっていたかもしれませんが、今回のような画期的な取り組みをしなかった。やっていたかもしれないけど、公表もしなかったということで、いろいろな意見はありますけれども、あの取り組みは、私は立場は違いますが、いい取り組みだったなど思っているんですね。そこで、事業仕分けが本県に及ぼす影響について、44項目が本県も執行停止といたしましょうか、まだ、時期尚早といたしましょうか、待たががかってしまったということで、先ほどチャレンジ山梨行動計画の変更については私たちも承認をしたわけです。しかし、こういう出来事があると、せつかく示した長期計画の再度の変更があるかないか。来年の国家予算は恐らく40兆円という税金はとてとれないと。30兆円台だと言われています。国債も戦後初めてという55兆円発行しなければならない。逆現象ですね。収入より借金のほうが多くなるという現状を踏まえたときに、私はこの長期計画、あるいは実施計画は再度の変更が余儀なくされるんじゃないかなと思うんですが、いやいや、議会で議決されれば、もう変更をしないよというのか、場合によりけり変更もあり得るというのか、当局の御見解をただしておきたいと思えます。

原間政策参事

行動計画の関係でございますが、行動計画につきましては、計画期間が平成19年度から22年度までの4年間という計画でございます。今回修正をさせていただきましたが、計画上の残る期間ということで考えますと、残り1年3カ月ということになるわけでございますので、事業仕分けの影響につきましては、先ほど御説明させていただいたとおり、現時点で12月の段階までに反映できるものは反映をしていきたいとは考えておりますが、その後、明らかになるような変更点については計画には反映が困難でございますので、県の予算のほうで事業化等対応させていただくということになるかと考えています。

土屋委員

国は7兆1,000億円の第二次補正予算に1,000億円上乗せして、7兆2,000億円にしました。だから、行動計画でも44事業のうち、特に廃止するような事業をチェックしているんだけど、事によると補正予算で復活する可能性もあるんですね。だから、そうすれば、行動計画も一部また再度変更してもいいんじゃないかなと思うんです。来年1年しかないのだから、来年以降の計画変更の中へ入れるのか、来年すぐ使えるというお金も7兆2,000億円の補正予算の中から、相当私はピックアップされてくると思うんですね。予算措置として。いかがですか。

原間政策参事

御質問にございました緊急経済対策、いわゆる第二次補正予算の関係でございますが、こちらにつきましても、恐らく来年の通常国会の中でかけられていくものと考えておりますので、現時点におきまして計画のほうへ反映するというのは困難ということで御理解をいただきたいと思えます。

それから、今後それが明らかになった段階でというお話もございましたが、土屋委員みずから御発言をいただきましたとおり、単年度予算、残り1年ということで、予算のほうで対応するというのが、一番確実な方法と考えております。

土屋委員

考え方の違いがあるかもしれませんが、行動計画というのは、議会の議決を得て、県民に等しく知らしめる、今の県政の姿図なんですね。今、話が

りましたように、国は四六時中国会を開いているんですね。150日間。1月20日から開会されて6月の半ばごろまでが通常国会ですから、今の御説明のように7兆2,000億円も第二次補正予算として計上するわけですから、その中で具現化する事業があるわけですね。そうすると、あらかじめ事業仕分けでチェックされながらも生きてくる事業があるんじゃないかな。例えば、農林業の予算へ第一次補正で14兆円という予算を計上して、選挙戦に臨んだんですね。その事業の中に相当無駄があるんじゃないかなということ、選挙が終わってからプロジェクトチームで全部洗い出して3兆円を出そうと。もう皆さん方御存じのように、3兆円出てこなかったんですね。一兆数千億円しか、これはまた中央としては、生きてくる可能性が十分あるのではないかなと私は見ているわけですよ。私の勘で。そうなったときにこういうものが、22年度終わりだから、予算措置すればいいというけれど、それにはちょっとどこかの1行にそういうものを入れておけば、もう少しわかりやすかったのかなと思います。これはもう採決してしまったことだから、あえてここでいろいろ言いませんが、私はある程度弾力性を持たないといけないと思います。

ところで、この44の事業のうち、事業仕分けで完全廃止、見直しなど分類されておりますね。その完全廃止とされた事業を教えてくださいませんか。

八木政策参事

国の事業仕分けにより廃止と認定されたものは9事業ございます。

1つが、国土景観形成事業推進調整費。次が、里山エリア再生交付金。次が、森林・林業・木材産業づくり交付金。農道整備事業、それから、田園整備事業。それから、農業経営改善総合支援事業、それから、地球温暖化防止活動推進センター等基盤形成事業費。それから、地域健康づくり推進対策費、それから、英語教育改革総合プラン、以上の9事業でございます。

土屋委員

この9事業については、当然本県においても、今説明があったような事業費として計上してあるわけですね。この9事業の金額等、詳細について示していただけますか。

八木政策参事

うちのほうの取りまとめにつきましては、事業項目をトータル的に調べ上げております。それぞれの事業の詳細につきましては、所管の部局で詳細を把握しておりますので、当委員会に関係ない事業について答えることはちょっと差し控えさせていただきたいと思います。

土屋委員

予算政策分のところを議論しているので、決して所管外じゃないと思います。それでは、9事業の金額だけ教えてください。

八木政策参事

実際にこの事業仕分けによって影響が出てきますのは、22年度以降の事業でございますので、これから、この事業仕分けの結果を受け、国のほうも予算編成作業において議論され、その結果国の22年度の概算予算が固まりますので、それを受けてからの県の予算を固めるということで、今、金額についてはどれくらいになるかということはおそらくつかんでおりません。

土屋委員

その事業仕分けで、廃止された事業が復活する可能性はあるという理解でよろしいですか。

八木政策参事

これにつきましては、本県に強い影響がありますので、国に対しては知事

会等通じて、要求をしていくつもりですが、国がどのように取り扱うかわかりません。行政刷新会議では、これを尊重して、22年度の国の予算編成を行ってほしいということも言っていますので、この廃止されたものが復活されるかどうかということは、私のほうではちょっと今のところわかりません。

(新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金について)

土屋委員

米倉山の件について。ちょっと時間をもらいたいと思うんですが。

米倉山の22年度以降の取り組みについて概略をお示ししてくれませんか。

末木企画課長

米倉山につきましては、先月11月6日に県と東京電力で大規模太陽光発電所を建設ということで基本協定が結ばれましたので、来年度から工事に入る予定になっております。

土屋委員

先ほどの議論の中にあつた、新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金というのを米倉山の事業には活用しておりませんか。全く県単でやっていいますか。国の助成を活用しようとしているかどうか教えてください。

末木企画課長

今、土屋委員がおっしゃいましたように、東電と県で補助申請しまして、その補助金を使って事業を行う予定であります。

土屋委員

予算要求の縮減という項目の中に、新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金が入っていますが、事業仕分けの中で待たはかかっていますか。大丈夫ですか。

末木企画課長

新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金ということで、事業仕分けの対象になっております。

土屋委員

今、末木企画課長のほうから御説明があつたように、事業仕分けに載っているんですね。だから、やっぱり相当の政治力を発揮して、県議会が一体となって、やっぱり国に向かって、こういう良い事業は、事業仕分けでちょっと待たがかかっているんだけど、復活してもらいたいような取り組みをあなたたちの先頭に立って頑張りますから、一体となってやらないといろんな事業を推進する上で、支障を来してもいけないし、そんなことで私は強い要望をしながら、これらの事業が予定どおり執行できるように、期待を申し上げ協力する約束も申し上げて、終わりたいと思います。

(相談業務について)

仁ノ平委員

昨日、本会議で相談の充実についてということでお伺いいたしました。もし、この中に御出席の課長さん方の中で、御自分の部署の仕事として、相談業務ということを実施しているところがありましたら、現在の課題とその課題に向けての取り組みということでお話を伺いたいと思います。

河野県民生活・男女参画課長

県民生活センターでは、県民生活相談と、それから、消費生活相談を行っておりますけれども、県民生活相談につきましては、当課で所管

しておりますので、私のほうからお答えいたします。

県民生活相談につきましては、法律相談や内職相談、それから、行政相談など、県民からの幅広い生活相談を対象としております。甲府市飯田の本所と、それから、都留にございます地方相談室において、9人の非常勤相談員と弁護士により相談業務を行っており、現状では相談業務に対する苦情というのほとんどないということから、特に問題なく対応できていると承知しております。しかし、今後は、より複雑多岐にわたる専門性の高い相談ケースもふえてくることが多分に予想されますので、弁護士や警察、市町村や関係機関とさらなる連携を図ることによりまして、より迅速で的確な相談体制の確立に努めていきたいと考えております。

次に、男女共同参画推進センターでは、DV相談を含む、女性総合相談を行っておりますが、ことし4月から指定管理者制度を導入して、財団法人山梨文化学習協会に管理運営を委託しております。

相談員につきましては、国や県が開催しております相談員研修会に積極的に参加するとともに、この8月からは新たにスーパーバイザーを招いて、月1回のケース検討会を行うなど、従来にも増して、資質の向上に努めていただいております。

現状の課題といたしましては、まず、DVは暴力を含む犯罪行為ということですので、被害者はもとより相談員につきましても、加害者からの身の安全確保を図っていく必要がありますけれども、これにつきましては、女性相談所や警察とも緊密に連携して、一層の安全確保が図られるよう努めていきたいと考えております。

また、潜在するDV被害者もまだまだ多いということもあります。そこで、コンビニなどへのDV相談窓口カードを設置したり、あるいはDV被害者を発見しやすい医療機関へのDV被害者対応シートなどを配付する。あるいは、県民への啓発パンフレットの配布などを通じまして、引き続き相談窓口のさらなる周知、それから、DVに関する理解の促進に努めてまいりたいと考えております。

小松消費者安全・食育推進課長 消費生活相談業務における課題と取り組みについて、お答えいたします。

まず、最初の課題といたしましては、潜在的な消費者被害を掘り起こし、確実に相談につなげていくことが必要と考えております。内閣府が行いました国民生活選好度調査では、消費者被害に遭っても、消費生活センターに相談をしないものが多くありまして、その中には、被害額が大きいケースが含まれていることが伺えるとの結果が出ておりまして、県内にも同様に潜在的な被害者が多く存在することが推定されます。

この背景といたしましては、相談窓口を知らないとか、また、仕事の都合でなかなか相談に行けないといったことも考えられるところでございまして、県民生活センターの周知を十分に行うとともに、県民の皆さんにとりまして、より相談しやすい環境整備を図っていくことが必要と考えております。このため、これまでいろいろテレビスポットとか、広報誌、出前講座も行ってきておりますけれども、今年度は新たにコンビニのATM画面への窓口の案内表示や現在電話番号を掲出したラッピングバスが国中それから郡内地域で運行をしております、センターの一層の周知徹底を図りますとともに、8月からは月1回休日無料弁護士相談や電話相談を実施するほか、身近な市町村においても円滑な相談対応ができますように、市町村への支援を図っているところであります。

今後も実効性のある広報啓発に積極的に取り組むことで、相談の掘り起こしを進め、消費生活における県民の皆さんの安全・安心の確保に努めてまいりたいと考えております。

次の課題といたしましては、内容が複雑化、混迷化する中で、相談員は専門性や適切な処理能力というものが求められているところでもありますので、知識や能力向上により対応力を強化することが必要でありますことから、今年度は研修への参加費用を倍増し、研修機会の拡充を図ったところであります。県内でも利便性を配慮した研修会の開催を行っております。

また、弁護士さんへの相談機会を設けて、対応力の向上も図っておるところでございます。今後もさまざまな機会をとらえて、資質向上に取り組んでまいります。

次に、処遇についても、昨日質問にあったというところでして、相談員は専門性を持って資質の向上に取り組んで、努めている中で、消費者安全法に相談業務の資格というものが今回規定されておりますので、この処遇改善は課題であると考えておりました。専門性を踏まえつつ、全国の状況なども参考にいたしまして、適切に対応していきます。

仁ノ平委員

昨日、本会議で、相談業務全体のレベルアップということを話題にいたしました。私の私案なんですけど、レベルアップのためには、私の考えている11ぐらいの取り組みが必要で、そうした視点で相談業務を見ていく必要があるのではないかと考えています。今、チェックしながら聞いていたんですが、その11の中で、小松課長さんと河野課長さんから合わせて、6点、出てきました。

1つは、相談員の安全、相談室の環境が出ました。研修が出ました。県民への周知が出ました。開設時間のことが出ました。それから、ほかの機関との連携というお話が今出ました。それと、処遇、待遇の6つのお話が、今、お二人から出てきましたが、ほかの5点について話します。

相談件数と相談員の人数のバランスはどうか。相談員採用のあり方、資格はどうか。相談員の困っていることの洗い出し。県民満足度の調査。問題解決の割合はどれくらいかの把握。それらのことも見ていく必要があると思います。今、お二人から6点出ましたが、私が5点つけ加えました。その点で、もし課題がございましたらお話しください。なければいいです。

小松消費者安全・食育推進課長 人数のバランスですけれども、これまでの需要に合わせて、増員を図ってきておりますので、今後の状況も見ながら、増員については充実強化ということで、検討課題としていくこととしております。

また、満足度の話でありますけれども、情報提供とか、それから、助言、それから、あっせんをやっている中で、かなり高い解決率が出ておまして、そういったことから県民の皆さんには、まずは相談をしていただきたいというところがございます。

河野県民生活・男女参画課長 満足度、解決率といったことでございますけれども、例えば、DV相談等につきましては、ほとんど電話等により受け付けをしているということで、特に匿名ということで名前等は確認をしておらないということもございまして、一般的なアンケート調査といった形のもので満足度といったものはちょっと把握できないという状況にありますので、なかなかその辺が難しい部分があるということを1点申し上げたいと思います。それから、やはり県民生活相談のほうでも、内職相談といった相談もかなり件数が多い

んですけれども、例えば、求人件数とそれに見合う求職件数というところのアンバランスとがございまして、必ずしも求職した方に対して、求人が見合っていないということもございまして、相談に来たから必ずしもそれについて解決ができると言えない部分もございまして、その辺解決度とか満足度を把握する分にはちょっと厳しい部分があるということだけ、済みませんが申し上げさせていただきます。

仁ノ平委員

私が、今ここで発言させていただいたことは、すべて今、完璧にできていなければいけないということが言いたいのが目的ではありません。これまで県は長い間、相談ということを行ってきましたが、果たして、こういう視点で、県全体で行っている相談というものを見てきたことがあったかなという問題提起であります。言い方は悪いんですが、これまではやっていけばいいんだというような、やっていることを漠然と毎日に、もちろん現場努力なさっているんだろうけれども、いろいろな視点から相談ということを眺めてきたことがあったかなということを言いたかったのであります。

そして、なぜそういうことが今大事かという、相談件数がふえているという現実に合わせて、直接相談員さんも県民に接します。そのときの県民の印象が県の印象になるのです。力になってくれたかしてくれないか、どういう言葉、どういうアドバイスをいただいたとかということが即県の印象であります。それから、どういう対応をされたかということは耳に入ります。あるいは他県との比較も今は行われます。そうした意味で、個々の11の項目を完璧に今やっていなければいけないということではありません。今回のことをきっかけにぜひぜひ全職員の方で、県民の困ったときの相談窓口ですから、県民は頼りにしています。そんな見地から今後とも、今回の質問をきっかけに相談ということを大事に、丁寧に、そして、相談員さんの待遇も、お考えいただきながら、全体のレベルアップを切にお願いして、今回の質問を終わります。

(地上デジタル放送について)

望月委員

2011年7月24日の地上デジタル放送への完全移行に向けて、ちょっとお伺いしますが、この地上デジタル放送に対応したテレビ等の県の普及はどのような状況かお伺いします。

石原情報政策課長

各世帯のデジタルテレビ等の世帯普及率については総務省が調査しております。地上デジタル放送に関する浸透度調査という調査なんですけれども、調査の内容は、各家庭にデジタル放送に対応したテレビがあるか、または、旧式のテレビに、いわゆるデジタルチューナーが設置してあるかという調査でございまして、直近の調査がこの9月になされて、その結果が11月に公表されております。それによりますと、全国平均の普及率が69.5%でありまして、本県は57.3%ということで、全国平均を下回っておるという状況でございまして。

望月委員

今、説明を聞きますと、山梨県はまだ全国平均よりも低いということですが、デジタルテレビ等の普及率が低いということの中で、今後県は難視聴地域を含めた中で、どのような対応をするのかお伺いします。

石原情報政策課長

先ほど申し上げました結果を踏まえまして、11月14日、15日に行われました県民の日のイベントで、具体的に来場者の方々にデジタルテレビ等

の普及のアンケートを行いました。1,142名の方から御回答をいただいたわけなんですけれども、地デジの対応受信機を持っていると回答した方は全体の61.1%である、698名でした。先ほど申し上げた総務省の調査結果を裏付けたような数字になっております。デジタルテレビ等を持っていない理由は何なのかということをお尋ねしたんですが、デジタル放送の完全移行までにはまだ時間があるという答えが圧倒的でありまして、そのほかにはデジタルテレビがもっと安くなるんじゃないかというような回答もございました。このような調査結果やデジタルテレビの購入に係るエコポイントについても、来年度も継続されるというようなことも聞いておりますので、このような状況を考えると世帯普及率を急激に上げるということはなかなか難しいのかなとは考えてはおりますけど、総務省が全国に配置した、テレビ受信者支援センター、通称デジサポ山梨と言っておりますが、このデジサポ山梨がこの秋から各地域をローラー作戦的に回っておりまして、普及活動に努めております。また、皆さん御存じのように各民放とかNHKも地デジに向けたスポットを盛んに流しております。

また、先ほどのチューナーもNHK受信料免除世帯で生活保護世帯とか一定の条件を満たす世帯について、無料配付をする受け付けがこの10月から始まっております。

このようなことを考えますと、徐々に普及率も上がっていくんじゃないかと思えます。県といたしましても、これまで市町村とか放送事業者、情報通信業者で構成している地域情報化推進協議会の中に部会を設けて、取り組んできたわけなんですけれども、年明け早々、またこの部会を開催いたしまして、さらなる広報等に取り組んでまいりたいと思えます。いずれにしろ、完全移行まで600日を切ったということで、気合を入れてやりたいと思っています。

望月委員

現在、県内の難視聴地域はどのぐらいあるんですか。

石原情報政策課長

難視聴地域なんですけど、山梨県は85%強がケーブルテレビ、いわゆるCATVでカバーされておりまして、いわゆる難視聴地域というのは、ほかの県と比べると非常に少ないのかなと感じております。いわゆる新たな難視聴地域というのは、19年度までに県内に設置された中継局をもとに調べて、本県では、16市町村52地区と推測しております。現在、この調査を民放とNHKが共同で調査をしております。52地区のうち37地区は問題あり、4地区は難視聴という調査結果になっております。また6地区については、市町村に照会したところ、そこには実在する世帯はなかったという結果が出ております。中継局等がまだ整備されていない地区など未調査地区について今後調査し、また対応を練っていくという予定でおります。

望月委員

あと2年少々でございまして、地上デジタル放送への円滑な完全移行ということで、国の環境整備支援の予算は国の事業仕分けの中では、予算の縮減、という結果になっていまして、今後その財政処置についてどのように考えているのか、お伺いします。

石原情報政策課長

事業仕分けも先ほどから議論されておりますが、地デジに関しては、予算の縮減ということになっております。ただ、詳細については不明でありまして、実際は地上デジタルの整備に向けた事業にどう波及してくるのか、ここでは詳しく申し上げられませんが、ただ、心配されるのは、山間地域

の、いわゆる共聴施設でテレビを受信されている地域の高齢者とか、経済的弱者の方々への負担が増すんじゃないか、また、きめ細かな支援というのはできないんじゃないかと危惧しております。

地上デジタル放送への対応というのは、我々は国策として考えておりまして、国と放送事業者が中心となって進むべきと考えております。そういう意味も含めまして、過日、民主党を通じて、地上デジタル放送の移行に伴う支援の拡充等について国への施策及び予算に関する要望を行ったところであります。また、総務省のほうでも11月25日からさきの仕分け作業を踏まえて、ホームページで、予算事業に関する意見募集を一般公募で行っております。これについても同様な趣旨を、県として改めて総務省のほうへ出したと考えております。

望月委員

今の答弁にありましたけど、非常に小規模な共聴施設、山間地における高齢者、それから、経済弱者等への対応の問題が見られるわけですけど、やはり、情報の公平、公正といった面からも国のほうへ強い支援体制を要請していただくようお願いして、終わります。

(休 憩)

(健康科学大学について)

白壁委員

私の知り合いの子供がことし大学に入りました。本人のやりたいことというのは、理学療養士だということで、富士河口湖に健康科学大学というものがあまして、そこに行きたいという話を高校の進路指導の先生に相談したら、あそこはよしたほうがいい、もしかするとなくなるかもしれないよなんて話がありまして、それで相談を受けたわけですけど、まず、県にお聞きしたいと思います。企画だと思いますが、ここの大学に対して、県で幾らかの補助金を出したことがありますか。

末木企画課長

県では、健康科学大学に対しまして、平成15年12月に制定しました健康大学施設整備の補助金交付要綱に基づきまして、翌年平成16年5月25日施設整備を対象に2億円の補助金を出しています。

白壁委員

補助金を出すということは、大分内部まで調べ上げて出したということでありましょうけど、この大学はどんな内容のどういう大学なんですか。

末木企画課長

健康科学大学は、健康科学部1部3学科、健康科学部の下に理学療法学科、作業療法学科、それから、福祉心理学科の3学科を持っています、定員が1学年260名の大学であります。

白壁委員

この大学には県内からどのぐらい学生が入学していますか。

末木企画課長

毎年大体入学者の五十数%、100人を超える学生が入学しております。

白壁委員

この大学には、県の奨学金を受けている子供たちはおられますか。

末木企画課長

県の奨学金までちょっとわかりませんが、学校のホームページ等によりますと、大体、例年5割の学生が日本学生支援機構の奨学金を利用して学んでいるそうであります。

- 白壁委員 この学校は今、260人定員と言われました。今年度の入学生の数というのは把握されていますか。
- 末木企画課長 今年度の大学の入学者数ですけれども、全体で定員260名なんですけれども、今年度については180名が入学しております。
- 白壁委員 今年度というか、来年入るとのことかな。来年入る子供たちの数というのは、今、どのくらいの人たちが入学を希望しているかわかりますか。
- 末木企画課長 大学も今年度定員に比べかなり入学者が少ない状況で、各学校を回って、入学者、あるいは志願者を集めているそうなんですけれども、ちょっと具体的な数字はまだわかっておりませんが、一生懸命やっていることは確かです。
- 白壁委員 今いろんな新聞なんかで騒がれているときだからこそ、県としては、今のぐらいの子供たちが希望して、どのくらい入るのかという調査は必要だとは思いますが、学校が設立してから今までの、人数の推移というのはわかりますか。学生の推移、学部別の推移もわかたらお願いします。
- 末木企画課長 開学して既に7年たつわけなんですけれども、先ほども言いましたように3学科のうち、理学療法学科については定員80名でかなり定員に近い生徒が集まってはいるんですけれども、一番問題の福祉心理学科は100名の定員に対して、このところずっと減ってきてまして、今年度については4分の1の26名しかいません。年々減っていく中で、特に福祉心理学科については、非常に定員割れが大きい数字を出しております。
- 白壁委員 全体的な推移をお願いします。
- 末木企画課長 全体的にも先ほど言いましたように、順次減っております、今年度入学者については、前年度に比べ、50名と大きく減りました。
- 白壁委員 減っているということなんですけど、減っている原因というのは把握されておりますか。私たちには関係ないというんじゃないかと、2億円もお金を出しているんですから。この2億円というのは貴重な県税から出しているということで、責任を感じつつ答えてほしいんですけど。
- 末木企画課長 入学者が減っている原因というのは、大きく言えば、少子化の影響、経済的影響で、全国の大学でもかなり定員を満たせない大学はあります。健康科学大学につきましても少子化の影響を非常に受けております。それが大きい影響だと思えますけれども、それ以外の原因についても大学で分析しています。それから、大学が今持っています作業療法士とか理学療法士の学科ですけれども、今、同じような大学が全国にできておまして、そういう意味で非常に競争が激化するとともに、受験者の選択の幅が広がった関係で減っていると思えます。
- それから、もう一つは昨年の秋以来の健康科学大学設置時における不適切な資金調達の関係の報道等で生徒が減ったんじゃないかということも学校のほうでは分析しております。

- 白壁委員 山梨県には、今、理学療法士、OTだとかPTだとか、福祉系統の関係だとか、特に理学療法士、作業療養士、こういう学科を教える大学というのは、何校ありますか。
- 末木企画課長 理学療法士、作業療法士については、上野原市にあります帝京科学大学と同じ学科があります。それから、健康科学大学と同じように、国家資格である社会福祉士や精神保健福祉士の資格が取得できる大学として、学科名は違うんですけども、県立大学と身延山大学があります。
- 白壁委員 そういうところが県内にもふえてきたり、全国的にふえてきているからなかなか難しいところなんです。それに加えて、先ほど言ったような風評被害的なものが、原因ではないかと思うんです。
この大学は実習のために、富士河口湖町に旧日赤病院の敷地内にリハビリテーションクリニックというものをつくったと思うんですけど、その辺は御存じですか。
- 末木企画課長 リハビリテーションクリニックですけども、これは大学附属の施設でありまして、ここでリハビリテーション科だとか、あるいは整形外科ということで、地域の患者さんの面倒を見るんですけども、当然その中で、学生が実習をするという役目も果たしております。
- 白壁委員 国中地域には、例えば、リハビリ系が幾つかあります。郡内地域にはこういうリハビリテーションができるクリニックがあるかどうかというのは御存じですか。
- 末木企画課長 富士・東部地域で、特にリハビリの中でも障害児の自立支援をしているのは、健康科学大学のリハビリテーションクリニックだけであります。
- 白壁委員 ですから、大事な学校なんですよね。
県が2億円を出しました。地元である富士河口湖町も補助金を出したと思いますけど、設立の際、富士河口湖町が幾らぐらいの補助金を出したか御存じですか。
- 末木企画課長 富士河口湖町は設立のときに、施設整備費補助金ということで2億円を出しております。それ以外に、図書購入費の補助だとか、それから、振興費補助金ということで毎年補助金を出しております。
- 白壁委員 運営費的なものは毎年ということですけど、恒久的に出しているんでしょうか。時限的に出したんでしょうか。
- 末木企画課長 県が承知している限りでは、恒久ということではなくて、毎年金額も違っておまして、平成19年までは毎年1,500万円出していますけれども、20年はなくて、21年に500万円など、恒久ではなくて、その都度出していると思います。
- 白壁委員 毎年違う金額が出ているということですか。

- 末木企画課長 振興費補助金につきましては、平成15年から19年までが1,500万円出しております、20年はなくて、21年には振興費補助金ということで500万円出しております。
- 白壁委員 富士河口湖町は何のために健康科学大学に運営費の補助金もしくは設立のための補助金というのを出しているのでしょうか。それと、県は何で、2億円というお金を出したのでしょうか。
- 末木企画課長 富士河口湖町には、在校生約1,000名の学生がいますので、若者が住むことによってまちの活性化にも非常につながりますし、あるいは健康科学大学で、先ほども言いましたけれども、健康をテーマにした講座の開放など、非常に地域貢献をさせていただいています。そういう面で非常に地域振興に役立っていると思います。
- それから、県としましても、もともとこれは施設整備の補助金ですけれども、その目的は高等教育の振興ということで、先ほど言いましたけれども、例えば、OT、PTなどの高度な医療技術者を養成していただける。それから、県内の高校生の進路の選択の幅が広がる、それから、県外に行かなくても、通うことができ、保護者の経済的な負担の軽減にもつながるといったことなど考えて、高等教育の振興ということで、施設整備の補助金を出させていただいております。
- 白壁委員 重要な位置づけの大学、また、そういう講座が医療的なものを生み出すために必要な大学ということでもあります。
- 新聞に何回も出ていますが、日本私立学校振興・共済事業団というものがありますね。文科省とこの事業団というところのかかわりというのは、どういふかかわりなんでしょうか。
- 末木企画課長 文部科学省は大学の設置認可の権限を持っておりますが、日本私学振興・共済事業団は国から私立大学の補助金の交付を受けまして、それを私立大学の経常費の補助金として交付している団体であります。私立大学の教育条件の維持をさせたり、あるいは、私立大学で学ぶ大学生の経済的負担を軽減させるために、大学の経常費の補助金をそこから出している団体であります。
- 白壁委員 許認可は文科省が出すということでありましょうか。
- 末木企画課長 委員、おっしゃるように設置の許認可等は文部科学省がやっております。
- 白壁委員 この事業団は、学校が運営していくため、もしくは卒業生が卒業するときに、運営していくためのお金を拠出している団体ということでありましょうか。
- 末木企画課長 私立大学の教育研究にかかわる補助金を補助している団体です。
- 白壁委員 この大学は健康科学大学といいますけど、それは富士河口湖町にある学校名のことで、法人的には何という法人でしょうか。
- 末木企画課長 法人名は学校法人第一藍野学院です。

- 白壁委員 その第一藍野学院というのは、本部は富士河口湖町にあるんですが、学校はそこにあるだけなんですか。
- 末木企画課長 委員おっしゃるように本部は富士河口湖町にありますけれども、健康科学大学以外に、岩手県の一関市に短期大学、それから、高校、それから、短期大学附属幼稚園を運営しております。
- 白壁委員 今回、新聞で騒がれております、加算金を入れて3億9,000万円お金を返せという、正確にいうと返せというのかどうか分かりませんが、そんな記事が載っておりました。なぜ3億9,000万円も東北の岩手県と山梨に学校があるような、本部は山梨の富士河口湖町にあるような学校に対して、文科省ではなくて事業団が補助しているお金を返せというような状況になっているのでしょうか。
- 末木企画課長 今回の補助金は法人に対しての補助金ですので、法人が健康大学以外の幾つかの大学を運営しているんですけれども、あくまでも学校法人第一藍野学院に対して、経常費補助金を出していますので、その関係で法人に対して返還命令が出ている状況です。
- 白壁委員 そうではなくて、事業団が何でお金を返せと言っているのでしょうか。何か悪さをしたとか、何かあったのでしょうか。
- 末木企画課長 これにつきましては、補助金申請に当たって、内容に虚偽があったということで、それを原因として返還命令が出ております。
- 白壁委員 内容というのがわからないんですけど、内容ってどんな内容に虚偽があったのでしょうか。
- 末木企画課長 これにつきましては、昨年来ありますけれども、平成17年度の会計の中に2億円の不適切な貸付金等あったことも原因ですし、そういう会計の中で幾つか不正があるということで返還命令が出ております。
- 白壁委員 ちょっとよくわからないんですけど、新聞等でしか私たちはわからないんですね。県はその学校に対して2億円という大金を出しておるわけですから、よくその辺は調査をされていると思うので、私たちは新聞とか報道でしかわからないとか、全国版のテレビでしかわからないとか、少し脚色されたものしかわからないんですね。実際のところ何がどういうことが虚偽で、どういってお金がどう行って、そのうちの何%も落とせとか、当初幾らかかっていた自己資本がなければだめだったものが、実際にはこうだったんだと。新聞だと最初2億円が用途不明金であって、そのうち調べていたら50億円のところが、新聞によっては44億円だ、46億円とか、いろいろ書いてあるんですけど、それが違法行為だから金を返還しなさいと、この事業団から言われていると書いてあるんですけど、実際のところどうなんですか。
- 末木企画課長 これにつきましては、法人の補助金申請の中身に虚偽があったということです。もとは、平成15年ですが、この設立に伴って、自己資金が足りなくて、本来禁止されている貸付金を寄付金に見せかけ認可を受けましたが、その部分について不正のまま会計をして、ずっと来た。そのために全額返還命

令を受けている状況です。

白壁委員

こういう不正経理に対して県はどういう対応をこれからとられる予定なのか、お聞きしたいと思います。

末木企画課長

県といたしまして、昨年9月、問題が発生して以来、事態の推移を見ながら、大学が文部科学省に調査の状況等を報告した際には、県でも大学から説明を聞くなどして、状況把握に努めてきたんですけども、今般の先ほど委員がおっしゃいましたように、日本私立学校振興・共催事業団から経常費補助金の返還命令を受けたような状況になったわけですけども、この経常費補助金は毎年の大学運営に必要な経常経費に対する補助であるのに対して、県が平成15年度に交付した補助金は大学設置時の施設設備を目的とした補助金でありまして、性格が全く異なる補助金であります。

一方、先ほど言いましたように、大学の設置に認可権を持つ文部科学省は引き続き調査の段階で、どのような判断を下すのか、それを見て、県も対応を決めたいと思っております。

白壁委員

ということは、今、その補助金を返せと言っているけど、大学ではまだ返していないということですね。返せば、別に問題ないということなんじゃないか。それとも、これで、返さなくていたら、文科省で許認可を取り消すとか、もしくは、それが今みたいに、子供がだんだん少なくなっていって運営ができなくなるなんていうことになったときには、県はどうするつもりなんですか。

末木企画課長

大学の設置の認可と今回の経常費補助金の返還命令は、はっきり言って別問題なんですけど、まだ、大学自体の認可に対する処分は出ていない状況です。あと、県の私立学校に対する、かかわりですけども、私立学校教育で、基本は私立学校の自主性ですから、運営に支障が出たり、あるいは経営が困難に陥らないよう、学校法人第一藍野学院が自主的に経営改善に取り組んでいただくことがまず第一だと思います。それで、大学を所管する文部科学省が学校法人の相談に乗ったり、あるいは指導すること、続いて法人の改善努力を促すことが重要であると、私どもは思っています。

県としては、直接的な支援は困難ですけども、必要に応じて、文部科学省や私学事業団、さらには富士河口湖町といろんな連携をとりながら、情報提供や相談などを通じて、支援をしていきたいと考えております。

白壁委員

最後、言ってほしい言葉を言われてしまったんですけど、今現状の中で返済するために、新聞なんかを見ると財源がないと言っているんですね。財源がないということは、どこかで貸してもらうか、身売りをするか、まずい状況になるかということだと思っただけなんです。一番いいのは、自主財源の中で返済できることだと思います。入学者数が多ければ入学金を1年間うまく運用しながら、そのぐらいのものは返済できるかもしれない。だめであれば、金融機関が融資する。富士河口湖町は3億9,000万円のうちの3~4千万円という話ですね。ほとんどが岩手県にある高校と短大と幼稚園のごまかしらしいじゃないですか。よって岩手県や一関市とも協議しながら、相談をしていながらやっつけていかなければならないんじゃないでしょうか。

これから、この学校を何とか維持させるためには、県はどんな手だてを、この学校がなくなってしまうたら、2億円の血税だけではなくて、先ほども

言うように、優秀な技術者というか、医療的な技術者がいなくなる、少なくなる、そういう技術者を生み出す学校がなくなること、活性化しなくなる。お金だけじゃないんですね。ですから、県は、金融機関にお願いするのか、岩手県にお願いするのかわかりませんが、もう少し真剣に考えていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

末木企画課長

委員がおっしゃるように、健康科学大学は地域にとって非常に大きい存在を示していますので、その経営が困難になったりすることは非常に問題と考えています。法人でも、この問題を受けまして、理事を一新したり、理事長もかえたりして、その中で、みずから経営努力ということで、いろんな経費削減だとか、あるいは所有する不動産をもってお金を借りるとか、いろいろ努力をしておりますので、県としても、まず、そういう法人の自主的な努力を見ながら、また、県としても富士河口湖町と相談しながら、いろんな相談に乗っていきたいと思っております。

白壁委員

法人の努力、それは当然でしょう。法人だって困るから、そういうわけにいかないから努力すると思うんです。でも、もっと積極的に県も関与してほしいということなんです。2億円という大金だけじゃないということなんです。ですから、他力本願的な、出してしまったらそれでいいわけじゃないんです。ぜひもっと積極的に入って行って、その法人を再建できるような指導をお願いしたいと思います。最後、企画部長、決意をお願いします。

中澤企画部長

今、企画課長のほうで答弁をさせていただきましたように、健康科学大学が今後、一日も早く再建をされて、そして、信頼を取り戻してほしいと願っております。県としても、もちろんいろんなことにサポートしていきたいと思っておりますが、経営の建て直しであるとか、財政の健全化といったことは、理事長も交代され、そして、また、理事、監事等の大幅な刷新が図られたと聞いておりますので、新しい体制の中で、基本的には考えていただくべきものと考えております。

そうは申しましても、健康科学大学の卒業生が県内の医療、福祉関係の職場に必要な人材を大勢輩出してくれておりますし、富士河口湖町を初め、地元の振興に大きな役割を果たしていることは十分認識しております。

どんなことができるのか、どんなサポートができるのか、思いつかない部分もあるんですけども、例えば、学生の就職の支援が何らかの格好でできるのかとか、あるいは、高校のほうにお願いして、県内の健康科学大学に行こうかどうか迷っている生徒がいたら、地元へどうかとか、そんなことをお願いしたり、あるいは、もし大学の先生等が必要だということになれば、文部科学省とも相談するといったことは考えられると思いますけれども、できる限りのサポートはしてまいりたいと思います。それで、また、富士河口湖町とも連携を十分図って対応してまいりたいと思っております。

(下水道公社の包括民間委託について)

山下委員

行政改革推進課長、済みません、私が一般質問をさせていただいたことは拝見していただけたでしょうか。

それでは、所管が違いますけど、行革の観点で、下水道公社の包括民間委託を行政改革の課長さんから見まして、まず、ちょっと感想を聞かせていただきたいと思います。当然下水道課がやっていることですから、所管は違いますが、行革大綱を含めまして、県政の行革を進めていこうというのが行

政改革推進課ですから、あの包括民間委託をあのままいいとお思いなのか、とりあえず御感想だけで結構です。

市川行政改革推進課長 ただいまの御質問でございますけど、本来包括民間委託というようなものは、県と民間との委託が基本であると承知をしております。本県の場合には、公社が実施しているということでありますので、今は公社との民間委託という形で進めるということで、この間拝見いたしました。

それがどうなのかという御質問ですが、なかなかちょっと難しいんですけど、本来は県でということがありますけど、いろんな事情もあろうかと思っておりますので、本県における形としてどういうものかいいのかということで、今、形づけられていると考えておりますので、その様子を注視したいと考えております。

山下委員

端的に言えば、行革推進本部行革推進課が行革の大本営だとして、やっぱり県の全体を見て、行革を進めていきたいと思いますというのがあるわけですね。確かに、セクションごとで縦割り行政ですから、余り県教委みたいなことでそこまで口は出せないかもしれないけど、やっぱり僕は行政改革推進課は、やっぱり指定管理者制度にしたって包括民間委託だって、少しでも行政改革を進めて、効率よくやっていきたいと思いますというコンタクトをとっておるところだと思いますよ。ああいうものを見てみたらおかしいじゃないですか。行革の観点からはだめですよ。なぜそういうことが言えないのかなと思います。お答えはなかなか難しいですから、ぜひともちょっとまた、いろいろこれは質問させていただきましますけど、よく御検討していただければと思います。

(中央線の早朝特急について)

山下委員

これも一般質問で何度か質問させていただいたんですけど、中央線の6時台の特急、急行というのを私はたしか何年か前にも質問をさせていただいたんですけど、県でも一生懸命取り組んでいただいているかと思うんですけど、現在、JRとどんな交渉をしているんでしょうかね。お答えください。

小林企画部次長

中央線の早朝特急でございますけれども、現在、甲府駅7時8分発のかいじで、新宿に9時8分着というものが一番早いわけですが、これではちょっと東京へ着くのが遅いということでありまして、これより早い特急ということで交渉をしているところであります。

中央線の高速化につきましては、先ほど棚本委員さんの御質問の中でもお答えしましたハードの部分相当お金がかかるということで難しいものですから、ダイヤの改正などで何とか対応ができる部分があるのではないかとということで、利便性向上という意味でJRと交渉をしているわけでございます。

状況といたしましては、中央東線の高速化広域同盟会でJR東日本の本社に対して要望するとともに、JR東日本の八王子支社がメンバーになっている中央線の高速化の利便性向上委員会と、具体的なダイヤ等につきましても、検討を進めている状況でございます。

山下委員

こうやって次長からも資料をいただいて、中央東線高速化早期実現の利便性向上ということで、JRにも一生懸命幾つかの項目をお願いしてあるそう

でございます。その中に、中央東線の利便性向上の中で、7つの項目があって、3つ目の携帯電話の区間地域の解消なんていうのは、大いに取り組んでいただいて、何とか解消されたと伺っておりますよね。これを見ましても、なかなかハードの部分で難しいところも正直言っているかと思うんです。ですから、やっぱり僕は一つ一つ解決するしかないと思います。高速化の部分もなかなか大切だと思います。しかし、次長が言われたように2,000億円というお金がかかるわけでございますから、なかなか簡単にはいかない。そこで、一つ一つJRと交渉していく中で、6時台の特急と急行を1本つくれば、要するに言えば、東京に8時半ぐらいに着けば、もう通勤・通学の方々がわざわざ東京で部屋を借りたりしなくても、こちらから通うことができるんじゃないかという大きな利点があるかと思えます。それはもう次長もおわかりだと思いますけど、ぜひともお願いします。

また、通勤・通学の定期券について、特急、急行は単体の回数券になっているわけですね。10枚つづりとか5枚つづりの。これを何とか定期券にできないかという要望も交渉の中にぜひとも入れていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

小林企画部次長

今年度からダイヤ等につきまして、重点的にできることからということで、重点項目として追加させていただいた点がございまして、これまで6時半甲府、8時着ということでやっていたわけですが、これは都内へ入りますと、中央線は2分に1回という過密ダイヤでございまして、とても特急が入らないということがございますので、時間をさらに30分早めまして、6時甲府発、7時半新宿着。これはまだ都内のラッシュがピークに至らないという意味で、そういう要望も新たにしたところでございます。

それから、特急電車というのは何かと不自由でございまして、特急が来ましたら、それはまたどこかへ格納するか、あるいは、すぐ折り返しができない場合には、ホームを幾つか占領しなければならないということもありますので、特急ではなくて、通勤快速で早朝の部分が満たされないのかということも今年度から提案しております。JRに言わせますと、通勤快速であってもなかなか厳しいということは言っているわけですが、何とかダイヤ、あるいは人員増とか、車両の回しで対応できる部分があるのであれば、そちらのほうが実現可能性が高いので、そこらを重点的にやっていきたいと思えます。

それから、今、委員がおっしゃられましたとおり、定期券の拡充などについても今後の交渉材料として、提案させていただきたいと考えております。

山下委員

ありがとうございます。

やり方はいろいろあると思います。事前にちょっとお話もしてありますから、急行の高尾までとか、要するに言えば、E電に入ってくるとラッシュ時はなかなか難しいので、なんだったら高尾までとか、そういう急行を1本だけでもつくとか、そういうこともやっぱり可能になってくるんじゃないかと思えます。大いに研究していただきたいと思えます。

(リニア工事による水源枯渇について)

山下委員

次に、こここのところ新聞にも出ておりますリニア。先日、前回の委員会にもちょっとお話をさせていただいたんですけど、リニアの工事によって御坂町上黒駒の戸倉地区の簡易水道、水源が枯渇してしまったということでござ

います。また、ちょっと別の場所でも何か起きたということでございます。まず、認識をお答えください。

小林企画部次長

以前、同じ御坂ですけれども、竹居地区で枯渇がございまして、それにつきましての応急対策ということで、上水道へつないで、緊急避難的に対応しているという状況がございまして、今回、新聞報道されましたのは、別の沢で、トンネルも違うんですが、御坂トンネルの掘削を始めているわけですけれども、戸倉あるいは達沢地区というところで枯渇が起きたということでございます。

これはトンネル工事ですので、水脈にどこかで当たるということで枯渇等の影響というのは避けられない部分はあるんですけれども、これらにつきまして、現在の状況といたしましては、7月にそういう話がございました。すぐ7月に事業主である鉄道・運輸機構と地元との話し合いが持たれて、どのようにしたらいいのかということで、実際には10月にその減ったところにはポンプアップをして、給水しているということです。これは今回の場合は飲料水ではございませんので、ポンプアップでの給水という応急措置を講じているところであります。

また、戸倉地区については、まだトンネル工事がそこまで行っておりませんので、影響はないんですけれども、戸倉地区とも事前の話し合いを既にしてございまして、トンネル工事がだんだん近づいてきますので、井戸を2本掘って、どういうときでも対応できるようにということを今、着手しているところでございます。

山下委員

話の内容はそういう感じでございます。それで、この委員会でぜひとも一度現地視察をやっていただきたいと、委員長に一言要望させていただきます。

(国民文化祭について)

山下委員

一般質問で質問ができなかったものですから、申しわけございませんけど、国民文化祭の開催について、ちょっとお話を聞かせていただきます。

まず、ちょっと重複しますが、知事から御答弁いただきましたが今後のスケジュール、いわゆる25年度に向けて、どういうスケジュールで進めていくのか、もう一度課長のほうから、お答えください。

望月生涯学習文化課長

国民文化祭につきましては、今、基本構想検討委員会を設置いたしまして、今年度中に基本構想を提出していただいて、来年、県の段階の実行委員会を設置いたしまして、実施計画大綱というものをつくりまして、翌年、それに基づいて市町村のほうに、市町村の実行委員会をつくっていただきまして、そこで、事業別の実施計画を作成していただいて、24年度に準備をして、25年に開催というようなスケジュールを考えています。

山下委員

わかりました。

これから、基本計画をつくって、構想をつくって、いよいよ始まるということで、なかなかお答えにくいと思うんですけど、大体どれくらいの予算規模で進め、費用は大体どれくらいかかるのか、何とも言えないところだと思いますけど、今までの他県がどんな感じであるのか。また、山梨県も大体このくらいの雰囲気になるのではないかという目安で結構でございます。

望月生涯学習文化課長

開催経費につきまして、最近の状況を見ますと、直近でいいですと1

3億円から15億円ぐらいの経費がかかっているようです。本県におきましては、先ほど申し上げましたスケジュールにより、来年実行委員会を立ち上げて、実施事業の内容等を詰めていきます。それらの協議を踏まえまして、こんな財政事情のときですから、できるだけ経費を抑えながらも最大の効果が発揮できるような祭典を考えていきたいとは考えております。

山下委員

またこれもお答えにくいかと思うんですけど、結局実施主体というのは市町村になるんですね。当然県がコンタクトをとって、そして、実施主体が市町村になっているということでございますから、当然、市町村も費用を少し出すんでしょうかね。何か私がちょっと聞いている話ですと、国体のように、国のほうから補助金がかかり出てくるというのではなくて、どうも文化庁から1億5,000万円ぐらいしかなくて、けたが違うんじゃないかと怒りたくなるぐらいなんですけど、どうしても県費を投入していかなければならない今の状況下にあるようでございますけど、大体今までのほかの文化祭をやっている県で、市町村と県の割合、今までの開催してきた県はどんな感じでやっているのか。わかる範囲で結構でございますから教えていただきたいと思えます。

望月生涯学習文化課長 これまでの様子を聞きますと、幅があるんですけども、2割、3割を市町村に負担していただいているというようなケースがあります。

山下委員

それで、やっぱり市町村が今一番心配しているのは、自分たちが当然実施主体になりますから、催し物の種類について、これから県とよく相談していくんでしょうけれど、要するに、希望のものができるかということなんですよね。確かに演舞だとかいろんな部分で、市町村でダブってくる可能性も出てくるわけですね。笛吹市と甲府市で同じものを希望するとか、また、甲州市と山梨市で同じものを希望するとか。そういうときに、当然県が中心になって調整していくんでしょうけど、今その部分は、市町村も自分たちが希望するものがやらせてもらえるのかなということを非常に危惧しているようですけど、その辺は何か市町村から問い合わせというか、いろいろお話が来ていますか。

望月生涯学習文化課長 先ほど申し上げましたように、基本構想を検討委員会にお願いしております。それらと並行しながら、県といたしましても市町村と意見交換などを実施しているところでございます。市町村が持っている特色とか芸術的な財産とかそういうものを活用して、市町村独自の事業を検討していただいているところですけども、それらを踏まえて、今後、同様なものを考えているところとは、調整していかざるを得ない場面になってくるかと思えますけれども、今の段階で、ここがこうというのはまだ全く白紙です。

山下委員

ちなみにお話を聞くと、23年度が京都府で、24年度の開催地はまだ決まっていないということですよ。京都府は文化の最盛地ですから、京都の後にやるのは、なかなかつらいんでしょうね。そういう部分で非常に開催的に難しいんですよ。実際の話、文化というものを式典としてやって、皆さんに見せていくということは。静岡県も大分苦労したという話を聞いております。費用の問題、それと、また、工夫の問題、いろいろ大変だと思いますから、最後、県民室長、25年度に向けてひとつ決意をいただきたいと思えます。

窪田県民室長 先ほど来のお話の中で、県の財政状況が非常に厳しい折でございますし、使うお金は県民の皆様のお血税ということでございますので、最大限の工夫を凝らすと同時に県、市町村、それから、県民の皆さん、その中にはボランティアの方、いろいろ支えていただく方もいると思います。皆さん方のアイデアもいただきながら、県民一丸となって盛り上がるような国民文化祭にしていきたいと思っています。

主な質疑等 総務部、出納局、人事委員事務局、監査委員事務局、議会事務局関係

※第125号 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第129号 平成二十一年度山梨県一般会計補正予算第一条第一項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第二項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第二条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第四条地方債の補正

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第131号 平成二十一年度山梨県集中管理特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第137号 当せん金付証票発売の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第19-10号 保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済の保険業法の適用除外を求めることについて

- 意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)
- 討論 なし
- 採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。
- 請願第21-12号 電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等について
- 意見 (「採択」と呼ぶ者あり)
- 討論 なし
- 採決 全員一致で採択すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(勤務時間の短縮について)

- 高野委員 先ほどの条例の部分からちょっと脱するところがあるから、あえて聞くんですけど、勤務時間を15分短縮した場合、給与全体でいうと、%はどういう数字になるのか。皆さん方のやり方がうまいというか、給与を下げるのは12月1日からで、勤務時間を短縮するのは4月1日からということですが、何か普通の会社では時間を少なくするときに給与も下げるとというのが普通なんですけど、その辺で%ではどのくらいになるのか教えてください。
- 芦沢総務部次長 勤務時間は1日について8時間から7時間45分に15分短縮されることによりまして、1時間当たりの給与単価が3.2%程度上昇いたします。
- 高野委員 月額で%で教えてください。
- 芦沢総務部次長 1時間当たりの単価で見た場合、月額に直した場合におきましても、3.2%余りの増額になるということでございます。
- 高野委員 そういうことですか。極端なことを言えば、給与は0.2%下がったけれど、勤務時間が短縮されるので、給与単価が3.2%上がるという解釈でいいのですか。
- 芦沢総務部次長 給与総額が上がるわけではございませんが、単価当たりという形で見ただけについては高くなるということでございます。
- 高野委員 これを実行するときに7時間45分がいかに守られるかによって、職員たちの認識がはっきりわかってくると思うんですね。その辺の考え方については、どのように考えていますか。

芦沢総務部次長 勤務時間等につきましては、規則どおりきちっと決まっているものでございますので、勤務時間、8時半から始まりまして、今回15分短縮ということになりますと、終業時刻を15分繰り上げることになります。5時15分が終業時刻になりますので、その勤務時間等についてはきちっと守るように徹底するのは当然だと考えております。

高野委員 それができないと、この条例は給与を下げる条例と、勤務時間を少なくする条例というのが、何となくマッチしてこないような気がするんだけど、そのところはやっぱり責任を持って、せっかく決めたのであれば、その形がしっかりと進んでいけるような形にしてもらわないと、条例をつくっても意味ないんじゃないかなと思いますけど、その辺の見解をお願いします。

古賀総務部長 ただいま御質問いただきましたように、終業時間が15分早まるということで、これは何ら策を講じないと、いわゆる、今、月当たり、1人職員平均して8.5時間ぐらい、知事部局であれば超過勤務時間というのがあるわけですけども、これが単純に考えるとふえてしまうということになってくるわけですから、そういう点ではほうっておくと、人件費の増につながってしまうという部分もありますので、今回、この勤務時間の短縮ということにつきましては、これは全国的な、言ってみれば官民比較ということも踏まえる中で、国、そして、地方が1日当たり15分の短縮ということについては順次実施しているという状況ではございますけれども、これと同時に事務事業の見直し等によりまして、超過勤務時間の縮減という取り組みも合わせて進めるということによって、人件費自体につきましては、これによって増額するというものにつながっていかないように、十分留意していく必要があると考えておりますので、その点は我々もしっかり意識をしてまいりたいと考えております。

高野委員 その辺はしっかりと職員に喜ばれる制度になるようにしてもらいたいと思います。

(議会と議会事務局との関係について)

高野委員 次に、議会事務局のほうにちょっとお伺いをしたいんですが、議会事務局は局長はいないようだから、次長でいいのかな。次長が答えることで100%の責任が負えるか、その辺だけちょっと先に総務部長、お願いします。

古賀総務部長 委員会での出席説明員の話だと思いますけれども、これは現在、議会事務局の次長が出席させていただいておりますので、なるべく御質問いただいたことにはきちんとお答えする中で、もしどうしてもそこに対応できない部分等がありましたら、事務局長の対応なり必要に応じてきちんと検討させていただくということになってくると思います。

高野委員 議会事務局にお伺いしますが、議会事務局の辞令交付というのはどこからされるんですか。

秋山議会事務局次長 任命権者が議長でございますので、議長からいただきます。

高野委員 議長からされるということは、議会事務局自身が議長のためにあるのか、議員のためにあるのか、その辺をはっきりさせてください。

秋山議会事務局次長 名前のお通り、議会事務局でございますので、議長を初めとしまして、議員の皆様方の活動のサポート、サポートと言っているかわかりませんが、手足になって働くというように認識しております。

高野委員 実は、昨年の9月議会の最終日に、議長問題で緊急動議が議場で出ました。私は理解をしているんですが、どうしても理解のできない人が、いまだにその理解が解けない、理解が得られないという部分もあるんですけど、その辺の説明については、こういう状態だからこうだという説明は、これまでしたことがありますか。

秋山議会事務局次長 昨年の9月議会のお話かと思えますけれども、その当時、先生方から議会事務局に対してどのようなお話があったか、承知しておりませんが、それに対して説明したかしたかというのは、現在、私はちょっと認識しておりません。

高野委員 議員が納得しないという部分というのは、議会事務局というのは、議員とある程度双方向な話ができないといろんなことが進まないと思うんですよね。今、その双方向の話がほとんどない状態で、議員対議会事務局が動いているような気がして仕方がないんですけど、その辺についてはどのように思っていますか。

秋山議会事務局次長 当然、各議員の御要望に対しまして、誠心誠意職務を遂行しておるつもりでございますけれども、やはりそのようなことがあったとすれば、非常に遺憾なことであったと思っております。ですから、その時々々の事象に対して、説明が足りないというようなことであれば、今後は、その辺は十分気をつけて、各議員の皆様方には説明をするなり、お話をさせていただくということにさせていただきたいと思えます。

高野委員 きのもある件で、昭和25年の事例があるとのことでしたが、この事例をどう理解しているのか、常に議会はいまいですから、議会の事例というのは右にでも、左にでもとれるという事例が非常に多いと思うんですよね。でも、その事例はあくまでも議会でも何かめ事があったときに初めてその事例が引っ張り出されてくるということがあると思うんですけど、まず、例えば、議長、副議長の辞職届が出たというときの対応というのは、議会事務局では、法的にどのように思っているんですか。

秋山議会事務局次長 今回の副議長の辞職に関する事例を御指摘になっているかと思えますけれども、議会事務局としましては、議長の御判断に資するために、いろいろな情報を提供させていただいております。その中でいろいろな有識者による解説書があったり、先ほど御指摘がございましたような行政実例や過去の事例も参考にしながら、資料の提供をさせていただいております。その中で、今回は議長が判断をしたものと、私どもは理解しております。

高野委員 例えば、その判断は判断でいいんですけど、まず基本的なものがあって、事例というのは、あくまでも何か問題があるとき参考にするという認識をしているんですけど、それが例えば、基本的な問題をすりかえて、事例で判断する、そんな感覚にも受け取れるんですけど、その辺はどうですか。

秋山議会事務局次長 我々が意図的に物事を誘導するようなことは絶対ないと思っております。先ほど御質問のあった、先例云々というようなお話でございますけれども、あくまでも先例でございます、これは法律上の話ではございません。ですから、法律上のこと以外のものについて、先例等を参考にしながら解釈していくわけでございますけれども、それも絶対的なものではないと、私どもは理解をしております、あくまでも最終的には議長の判断ということでやらせていただいております。

高野委員 昨日は、たしか先例でこうあるからこうだと言われたと思っておりますけど、そのための先例の説明を聞いたような気がするんですけど、そういう意味じゃなかったんですか。

秋山議会事務局次長 あくまでも先例だということで、それは判断の参考としていただくということで、当然、議会事務局サイドでこういったものは判断する話ではございませんので、あくまでも過去にこのような先例があったという中で判断をしていただくということで御理解をいただきたいと思っております。

高野委員 その会議中で、ある人が議会事務局長に向かって、さっき言ったことと違うのではないかという会話があったんですけど、そのさっき言ったことと今言ったことについて、局長が来ないとわからないと思うんですけど、それは次長で答えられますか。

秋山議会事務局次長 今のお話はその前後の状況をちょっと把握しておりませんので、私にはお答えすることはできません。

高野委員 局長がいなければ、ここから先がどう進むのかわかりません。局長を出席させてください。

(休 憩)

高野委員 議会事務局長にはまことに済みません。
先ほど、きのうの代表者会議の席上で、県議が局長に本当に大きな声でさっき私に説明した話と違うのではないかとおっしゃられた、という話をしましたが、そのことに関して説明を聞きたいということで、今お呼びしましたので、よろしく願います。

山本議会事務局長 昨日代表者会議で議員さんの求めに従いまして、副議長辞任の件に関しまして、2つほど事務局として考え方を説明させていただきました。

1つは、衆議院の国会先例をもとに解説された解説本から、副議長の辞職等の議会構成にかかわる案件については、会議の運営上、他の事件に先立って審議の対象とするという考え方を説明させていただきました。

その後、もう一つの考え方として、地方自治法第108条についての行政実例ということで、開会中、副議長から辞職願が提出された場合、いろいろな事情により会議に諮らないで閉会したとき、議長は閉会中にこれを許可して差し支えないという行政実例もございますということで、2つの考え方を説明させていただいたのですけれども、ある議員から、さっき言った話とちょっと違うと言われたんですが、ちょっとその辺については、急な会議の開

催のため、議会事務局でも事例の細かい部分まで十分に熟知していない中で、質問されたことについて、そのまま申し上げたということで、幾分言葉が足りなかったり、正確にお伝えできなかった部分というのがあったかと思えます。その点については、今後、そのようなことがないように、十分反省して、代表者会議、議会の運営に十分資するように、議会事務局とすれば取り組んでいきたいと考えております。

高野委員　私は感覚的に、辞職の件については、まずそれを一番先に対応しなければならないという気持ちでずっといたんですけど、よくわからない、昭和25年の秋田県の事例により判断するというのはいかがなものかなという感じは受けています。ただ、私に説明した話と、ほかの人に説明した話の食い違いというのはどこにあるのか、そこのところだけよく聞かないと、次こういう例が出たときに困るんじゃないかなと思います。その点はどうですか。

山本議会事務局長　昨日、代表者会議で、最初に意見を求められて、私のほうから最初に説明したのは、最初の1点目を説明させていただきまして、その後、さらに意見の求めがあった際に、2つ目の行政事例を紹介させていただいたということで、高野委員さんには最初の説明だけに終わってしまったということで、まことに申しわけないと思っております。

高野委員　情報が平等に入ってくるうちはいいんだけど、今回の件では私のところに平等な情報が入ってこないと思われても、しょうがないんじゃないの。私は議長、副議長の辞職については、まず第一番にやるべきものだと考えていますが、その辺の認識はどうなんですか。

山本議会事務局長　最初にお話ししましたように、先決問題、先議については、これもきのう途中で言葉が遮られたという場面もあったわけなんですけれども、会議の運営上、これを表決または選挙しなければ議事が進まないというような場合、まず大前提に来るのではないかと思います。

高野委員　情報の一元化でやってもらわないと、こういう過ちが起こるのではないかと思いますし、また、議会事務局のほうでも、その辺の部分を含めて今まで何もないから何でもいいやという形で、その場になって、慌ててしまいよくわからなかったというのでは、僕は議会事務局の価値はないと思います。議会事務局内ではこのような問題について勉強会等をしていると思うんですけど、その辺はどうですか。

山本議会事務局長　当然、ふだんから事例研究等も含めて、いろいろ内部では勉強会もしているわけなんですけれども、やはり事例としていろいろな場面も出てくる。また、急にそういった事例が飛び出したときに、やはりすぐ対応しなければならないというようなことがございます。今後はその辺も含めて、速やかな対応がとれるような体制をつくっていきたいと思います。

高野委員　要するに、私が言いたいのは、いろんな事例に合わせてやることにおいて、山梨県議会が、ほかの日本全国の都道府県議会と違った方法をとってはいけないと思います。山梨独自の方法をとるようなことをすると、決め事も何もなく、右に行ったり左に行ったりするのではないかと思います。だから、しっかり決めたことは決めたことで行ってほしいと思います。少なくとも議会

に対する認識については議会事務局のほうが議長よりも総力が上だと思えます。だから、皆さん方が議長に、これはこういうものですぐらいのことをやっぱり言って、山梨県議会事務局としての、誇りを持ってもらわないと困ります。この先進んでいく中で、いろんな問題に対し、その都度考え方が変わることがないように、しっかりとやってほしいと思えます。

山本議会事務局長　まさにおっしゃるとおりでございます。しっかりした1本筋の通ったといえますか、まっすぐな考え方を持って議会運営、議員の皆様方の御支援をしてまいりたいと考えております。

(県税収入及び来年度予算編成について)

土屋委員　国では、44兆円ぐらいの国税収入を見込んでいたけれど、世界的な不況から、40兆円を切ってしまうような状況になり、一方、歳出のほうは90兆円を超えるような予算編成をしなければいけない状況であります。

そこで、まだ21年度途中ですけど、21年度中の法人二税の推移はどうか。加えて、22年度の予算編成について、国と同じように、県債を増発しないと予算編成ができないのか、国は国であり、県は大丈夫だよというのかお聞きします。まず法人二税ほか県税収入がどの程度落ち込んでいるかどうか税務課長にお聞きします。そして、県税収入の落ち込みが平成22年度の予算編成にどのようにはね返ってくるのか、また、予算編成に向けどのように取り組んでいくのか、財政課長にお聞きします。

望月税務課長　県税収入でございますけれども、平成19年度の県税収入が1,155億円、20年度が1,120億円という決算額でございます。本年度当初の予算額はやはり昨年後半の法人二税の落ち込み等によりまして、実質県税総額が934億円ということで、20年度に比べてマイナス18%という落ち込みになっております。また、法人二税でございますけれども、19年度の法人二税が455億円、平成20年度が439億円ということで、非常に大きな額となっております。県税収入の中で、19年度、法人二税が39.4%、20年度も39.2%という大きなウエートを占めていたわけですが、昨年以降、法人の収益が非常に悪くなりまして、本年度当初予算では、実質県税総額の中で法人二税が273億円ということで、割合としましては29.2%というウエートまで落ち込んでしまっております。

現在の状況でございますけれども、法人二税につきまして、昨年度の当初予算額436億円に対して、本年度の当初予算では273億円ということでマイナス37.3%、163億円の減と見込んだわけですが、現在、3月決算法人の11月の中間申告をまとめておりますけれども、どうも法人の業績は余り芳しくないというか、急激に落ち込んだ後、急速な回復はしておらず、横ばいのような状態でございますので余り期待ができないという状況でございます。それで、県税全体で見ますと、本会議で知事から答弁がありましたとおり、当初予算計上額を50億円前後下回るのではないかと予想しております。ただ、12月中旬に確定します中間申告結果を見まして、もう一度算定をさせていただき、2月補正予算で減額を予定しております。

福富財政課長　明年度の予算編成の中で県税、交付税、それから、県債のバランスというようなことになろうかと思えますけれども、今税務課長からも御説明申し上げましたとおり、来年度、県税は非常に厳しい状況ということになりますけれども、ただ、一方でその地方財政の仕組みとなりますと、県税が落ち込ん

だ分は、原則としては交付税で一定割合についてはある程度補てんされるという仕組みになっておるわけでございまして、そうしますと、来年度の地方財政対策、地方財政計画がどういった決着をするかということによって本県の来年度の歳入というのは大きく変化をしております。したがって、それに合わせて交付税をどれくらい確保できるかということになります。一方で、県債については、来年度、どうなるかということになりますけれども、臨時財政対策債という制度を別にしますと、基本的には地方団体は赤字の県債の発行は認められていませんが、公共施設の建設などに充てるために県債の発行は認められておりますので、明年度もその公共事業の段階的な縮減に取り組むことによりまして、通常の県債部分については、一定程度抑制はされていくということになります。ただし、先ほど申し上げました地方財政対策、地方財政計画の中で、また来年度も臨時財政対策債が、大きな財源不足の中で大幅に増加するということになると、通常の県債に合わせまして、臨時財政対策債を大きく発行することになりますので、先ほど委員からも御指摘がありました、国の国債がかなり膨らんでいるというような状況と同じように、県の歳入面を見た場合に臨時財政対策債を含めた県債というのが、実質的な県税と同規模もしくはそれを上回るような規模になるということは、今後の地方財政対策によりまして、そういったことも可能性としてはございます。ただ、県といたしましては、臨時財政対策債というのはあくまで地方交付税の振りかわりの部分でございますので、国に対しましては、実質交付税部分、県税と含めましてしっかりと確保することをお願いするとともに、しっかりと県でできる部分の通常の県債の抑制というのは、引き続き取り組んでいきたいという状況でございます。

土屋委員

企画部の審査の折に、チャレンジ山梨行動計画の見直しがありました。最終年度である明年度で全部仕上げるため一部見直したんだということでした。国の流れによっては再度の見直しはないかと、厳しく迫ったところ、大丈夫だという企画部の答弁であったんですね。そのようなことも考えると、明年度の予算編成はもう既にされているわけですね。各部局ごとにこの議会が終わり次第、少なくとも年内ぐらいには予算編成の取り組みをしなければならないという大事な時期ですから、私は先ほど国の流れ、地方自治体の流れも、そういう非常に厳しい中であって、しかも行動計画見直しも明年が最終年度だということですので、しっかりと財政運営をしていただくようお願いをして、質問を終わりたいと思います。

その他

- ・ 委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・ 閉会中もお継続して調査を要する事件について配付資料のとおり決定された。
- ・ 継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され、県内調査を平成22年1月28日に実施することとし、詳細については、後日通知することとされた。
- ・ 平成21年11月10日に実施した県内調査については、議長あてにその報告書を提出したことが報告された。

以上

総務委員長 保延 実